

第11回平成19年9月定例会会議録(第9号)

招集年月日 平成19年10月2日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後5時32分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長補佐	長島栄作	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計室長	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

## 5. 議事日程

- |       |                 |   |
|-------|-----------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 90号         | 平成18年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)           |
| 日程第 2 | 議案第 91号         | 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)       |
| 日程第 3 | 議案第 92号         | 平成18年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)     |
| 日程第 4 | 議案第 93号         | 平成18年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)        |
| 日程第 5 | 議案第 94号         | 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)     |
| 日程第 6 | 議案第 95号         | 平成18年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)       |
| 日程第 7 | 議案第 96号         | 平成18年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)       |
| 日程第 8 | 議案第 97号         | 平成18年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決) |
| 日程第 9 | 議案第 98号         | 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)     |
| 日程第10 | 議案第 99号         | 平成18年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)       |
| 日程第11 | 議案第100号         | 平成18年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定について<br>(質疑～表決)        |
| 日程第12 | 議案第101号         | 平成19年度与謝野町水道事業会計決算認定について<br>(質疑～表決)             |
| 日程第13 | 意見書案第3号         | 地方道路整備の促進と財源確保に関する意見書(案)<br>(提案～表決)             |
| 日程第14 | 意見書案第4号         | 地上デジタルテレビ放送に関する意見書(案)<br>(提案～表決)                |
| 日程第15 | 閉会中の継続審査(調査)申出書 |   |

## 6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) おはようございます。

ご苦労さんでございます。

本定例会も本日1日限りとなりました。ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

まず、昨日の廣野議員の質問に対する教育委員会からの回答が補充されておりますので、まず土田教育推進課長の方から回答を求めます。

では答弁を。

土田推進課長。

教育推進課長(土田清司) おはようございます。

昨日、廣野議員さんの方から三河内郷土資料室の収入の関係のご質問がありまして、お答えができませんでしたので本日お答えをさせていただきます。

その内訳ということでご質問でございました。

昨年18年度の有料の入室者数は133名でございます。それから無料の小・中学生が584名、それから特別に優待者等が391名。優待者といひますと特別に招待をされた方、それから学齢に達していない子どもさんということで、これが391名ということでございます。合計1,108名の入室者という内訳となっております。したがって、収入金額は1万9,950円という内訳となっております。

以上、補足説明をさせていただきました。

議長(糸井満雄) それではただいまから、昨日お約束しておりますご三人の方の質疑を受けていきたいと思います。それでは順次お願ひします。

多田議員。

12番(多田正成) 皆さんおはようございます。

昨日質問をさせていただきましたけれども、時間が切れてしまいまして再度お尋ねをしてみたいと思います。

昨日はわーくばる、ユースセンター、フォレストパーク、財団、コミュニティーというところで時間が切れてしまいまして、続きを質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

ページ数にしますと173ページ、それから225ページということになっておりまして、昨日は要するに財団が見られる、財団の役人さんが見られる決算書と我々が見るこの決算書と、その記載の仕方がわかりにくいということでお尋ねさせてもらいまして、課長の方から答弁をいただきましたのでそのことについては省かせていただきますけれども、なぜ財団の経費が森林公園に入っているのか、その点課長にお尋ねいたします。

議長(糸井満雄) 太田商工観光課長。

商工観光課長(太田 明) お答えいたします。

決算書の掲載の仕方につきましては、きのう説明したとおりでございますが、ただいまのご質

問につきましては一応経過がございまして、一般管理費ということで全体、財団として必要な経費、各施設に必要な経費を分けて決算書をつくっている、予算書をつくっているということはきのうご説明をさせていただきました。

その中で、財団の事務所という形の話はしていなかったわけですが、従来財団の事務所は登記上では森林公園の管理棟に設置をするという形になっております。したがって、その場所で全体の一般管理費を計上するという形の中で、町としましてはその部分も含めて森林公園費の中でそれを含んだ委託料、あるいは指定管理料を支払っているというものでございまして、その科目で予算化をしているという経過がございまして。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 数字的には特別どうということはないんですけども、例えばその財団がわーくばると森林公園を指定管理を受けておるわけですし、そうでしたらわーくばるの職員さんが何人で、ユースセンターそれぞれちょっと教えていただけませんかでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

財団の正職員といたしましては2人でございまして、18年度の途中までは事務局長が在職しておりましたが中途退職しましたので、現在の数字でいきますと決算書は3人分が上がっておりまして、途中減額をしておりますが、現在のところは職員2人、ユースセンターに1人、わーくばるに1人ということでございまして。臨時職員もございまして。

1 2 番（多田正成） はい、臨時職員も。

商工観光課長（太田 明） 臨時職員に至りましてはわーくばるで女性が1人、それから森林公園には男性が1人、それからユースセンターは臨時職員ということではなくパートという形で雇用しておりますけれども4名の女性と、夜間管理人ということで2人が1日交代で対応するという形で、それぞれの施設を管理しているということでございまして。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうしますと、要するに財団の職員さんは2名ということでありますけれども、この2名の方はわーくばるにお勤めでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） わーくばるに男性が1名とユースセンターの調理人、公園係長にしておりますが公園も含めて公園費の中にユースセンターも入っておりますが、そこに男性が1名、調理人ということで職を置いております。

1 2 番（多田正成） ユースセンターに1名。

商工観光課長（太田 明） はい。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 私は昨年ちょっと触れさせてもらったと思うんですが、先ほども言いましたように財団が指定管理者に今回なられます。指定管理者が森林公園の事業費の中に組み込まれておるといふこの記帳の仕方が、どう見ても我々には理解しにくいというのか、お互いに不祥事を起こしておるわけではない正式にきちんとしておるのにもかかわらず、我々が見ると決算書には財団の動きが全然見えない、あるいは財団の理事さん、役員さん方はこの決算書は見ない、

これだけを見ておられるという形になりまして、どうしても理屈上道理が少し違うのではないかなというふうに思っています。

指定管理を受けられた方が全体を管理されるならいいんですけども、そうではなしに森林公園、ですからこの決算書を見ると、数字は合っておるんですが細かい数字があっちに行ったりこっち側の施設からこっちに行ったりとしている結果が出ております。これは詳しく言うといいんですけども、時間がありませんのでそんなところまではいいんですけども、ここをどういうふうに感じておられますか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

結論から申し上げまして、財団は1つの法人格でございますので町からいただきました指定管理料あるいは委託料、その他収入をもって事業を展開しております。ですから、仮に指定管理料をいただきましてそこで赤字が出た場合、補てんをしていくのは財団みずからが補てんをしていかなければならないという1つのルールがございます。ですから町側との調整の中では、指定管理料については各項目でその施設ごとに指定管理料を支払いますけれども、財団としては今のところ明確な形でその施設ごとの決算を打っておりますが、仮にその施設ごとに赤字が出た場合は、ほかの施設の部分で自助努力によってプラスが生じた場合に、それに流用していくということについては、私どもの方としてはそれについては了解ということ。

今回でも指定管理料の中では黒字に転じたわけですけども、それを町が黒字だから返してくれというものでもございませんので、それが従来の指定管理の主たる目的でございますので、そういう形で推移しておりますので、特に財団側としてもそういう形で役員は認識をして運営しておりますし、それから町方としてもそういう形で運営していただけたらいいというふうに認識をしまして、私どもはそういう指導をしております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 行政としては、何不祥事が起きておるわけではないです。そんなことはいいんですが、その考え方が我々一般には感じない、どうしてそうなっているんだろう。だからこっちの施設からこっちに行って帳じりだけが合わせてあるという決算になって、これは役人さんが見られる決算書でありまして、我々が見る決算書ではない。ただ、担当をしておりますので見せてくださいというふうに内部資料をいただくわけでして、我々はこの正式な与謝野町の決算書を見るわけですので、その持っていく方が非常におかしいなと。

ですから今言われましたように、財団が赤字が出たときには財団が責任を持つというふうに言われておりますけど、財団の責任の持ち方が、森林公園にほうり込んであるわけですから森林公園にどんと森林公園費をふやしていったらいいわけですから。それは財団が赤字の責任をとったという形にならないという結果になるんですね、これは。その考え方をもう少しはっきり。

ただ、きのうも言いましたように拒絶反応ではなしによくしていこうという意味で言っておるんですから、何も課長も一生懸命やっておられることはわかっていますし。だけどその考え方を改めていかないと、要するに我々がこう見ても何でこんな決算の仕様がしてあるんだろうと。けども財団の理事さんはこれしか見られないわけですから、何とも思っておられないという形になってくるんです。

ですからその責任の所在、赤字になったら財団が持つと言いますけれども、これは森林公園費をどっとふやしたらいいだけで、それは何かの形で名目をつけて交付するんですけれども、そこから辺の考え方を改めてほしいと思って尋ねておるんですが、どうしていかれますか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

18年度につきましては、途中からその委託料から指定管理料に変わったという部分がございますが、トータル的には年間に財団が要望いたしましたそれぞれの施設に必要なとする金額について、町としましてはそれで認めて委託料を年間出してきました。それは17年度まではそういう形ですし、18年もそういう形なんですが、手法は一緒です。ただ指定管理料なのか委託料なのかというその科目の部分は違いますけれども、町は財団が要望してきました額に対して払ってきたことについては今も変わりません。

しかしながら、指定管理料というのは一応3年をもって契約を交わしまして、その間その金額をもって健全な運営をしていこうと。それが、町にとっては民間活力によって従来出していた委託料よりも少なく上がるように、収入をふやす努力をしていただくという考え方をもって指定管理者を指定しておりますので、赤字にならないよう努力していただくわけですが、一たん決まった以上その金額は、町としては赤字になろうと黒字に転じようとはそれは1つの財として財団が確保すると。

財団ではなくても、ほかの施設として指定管理者が指定管理料をもらっている関係については同じ考え方でございますので、財団がたまたま1つの施設を維持するということになればもっとよくわかるんですけれども、たまたま財団が大きくユースセンターも含めて3つの施設を管理をするには、それぞれの施設から行政が納得した金額をもってその中ですべてを運営していくということですので、その手法については町としましてはそれは間違っていないというふうに認識しておりますので。

3年たった段階で、例えばもう黒字にどんどん転じているということですから、それを今まで100万円出していたものを黒字が毎年30万円ずつでも上がっているじゃないかということですが、これは企業努力ですと。町としてはそれを、3年たった段階では100万円出しておりますけれども指定管理料をこれだけ頑張ってもらっておりますので、町としては100万円を70万円にしてくださいということは、3年たったらお願いすることはやぶさかではありませんけれども、今の段階は3年間の中で財団がいかに努力するかということに、財団だけではなくて指定管理者がどれだけ努力するかというのが基本だというふうに思いますので、そういう推移の中でプラスに転じることを町も願っているということで、民間的な発想の中でそれをお願いしているということでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今お話を聞いてますと、指定管理と管理委託と全く同じで、ただ利益が出れば指定管理料を年々減らしていくと。そのことは民間の活力によって努力をしてくださいという形だということなんですけど。

私は、それは当然のことでそのことをどうのこうの言っているわけではない。それはもうこの中にうたってありますし、指定管理法に載っていますのでそのことは当たり前のことなんですけど、

この財団と施設の持っていき方。

例えばリフレですとリフレッシュ丹後、リフレというものを立ち上げるときに、民間から要するに悩みながらリフレッシュ丹後という法人をつくられて、そこに指定管理料が投入されて、いろんな分野でもうけたり損をしたりしてトータルの決算書を出しておられるんですけども、こちらの場合は、財団の場合は各セクションをしてそこに財団がぼてんとこの中に入っていると、置いてあると。ですから何も悪いことをしているわけではないですからそんなことをどうのこうの言うのではないですけども、やはり指定管理を受けられたところがその責任を持つということにならないと、先ほど責任を持つと言われましたけれども、そうでしたらこの財団の役員さんがどなたが出資してどうされておるか、出資はされておらなくてもどういう役員さんがなられておるか、ちょっと教えてください。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 失礼な言い方になるかも知りませんが、財団法人いわゆる株式会社ではない法人格でございます。それにつきましては、株式会社であれば定款、財団で言いますと寄附行為という形での登記をするというものでございます。その趣旨たるところにつきましては、財団法人をつくる公の法人でございまして公益法人という言い方をしておりますが、そこについては町が100%出資をしておりますので、町の思いを持ってその施設の維持管理をしていくという組織をつくっていくということでございます。

従来ですと、ほかの例で言いますと大体町長はそのトップには立てませんけれどもいわゆる副町長、それから私とか企画財政課長だとかそういう公に係った趣旨のわかった者が集まって運営をするということ、事務方はまた別の話ですが。

それらの役員体制ということでございましたけれども、きょうまでの長い歴史の中で、財団においても公ではなくて民の力を入れていこうということが議論されまして、現在のところは旧野田川地域の各区の方から1名ずつの区長選出をいただきまして、7名の方に役員に入っております。それは理事でございます。それに私が常務理事という立場で入らせていただきまして、その7人のうちの1人が代表理事長ということで財団の運営を行っている。それを確認していただくのが評議委員会というのがございまして、それも8名。それは各役職の方々にお世話になりまして確認をいただくという形で運営しているのが財団法人でございます。いわゆる公益法人というものでございまして、株式会社とはちょっと形が違います。

ただ、その中に株式会社の発想を持ってこの財団を運営したらどうだということが途中から旧野田川町の中で叫ばれてきまして、いわゆる民間の方にその運営についてをお願いをしているという形で進んでおるということでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、理事さん方が区の中からそれぞれ出てきておられて7名ということでありましてけれども。そうでしたらこの区の7名の理事さんが大変な負担がかかるということですね。

例えば、わーくぱるとか森林公園は利益を上げるところではない、そんなことは十分理解しておりますけれども、ユースセンターも一緒に管理しておられる。ということは要するに営業しておられますので大きな赤字の出る場合もある。そのことについて、今のこの区から選ばれた人

が責任持ってそれに対処されるということによろしいのでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） これは、現在から今後20年に向けての課題ということでございまして、いわゆる指定管理者というのは先ほど申し上げましたようにそれぞれの役員が責任を持つという行為を持っていただかないというわけですけれども、今経過をご報告しましたように、まず区の方から推選をいただいたということで、皆さんについてもそれだけの認識と言え失礼な言い方ですけれども持っておられる方もございます。ですけれど、そうではない方もございます。

来年の3月が任期満了の年になります。ですから、現在私どもの方は近に公益法人法の改正もございまして。そのことも含め、また「指定管理者とは」という部分のことをもう少し理解していただくということになれば、私どもとしましては区の推選という形はもう20年からとりにくいだろうというふうに認識をしております。その段階でどういう形に持っていくのが望ましいかということについて、現在いろいろと勉強させていただいて、ある程度の時期をもってそのことについては理事会の中で議論をして、どういう方向に持っていくべきかということについては結論を出したいという状況であることにつきましては報告を申し上げておきたいと思っております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） 今後の課題として考えるということでありまして、これは大変この負担がかかるということだと、区から選ばれた役員さんは大変なことだな、ご苦労だなというふうに思いますので、このことはぜひとももっとすっきりさせていただく必要があるのではないかなと。それでは、この記帳の仕方について代表監査の意見と町長の考え方をお聞かせください。

議長（糸井満雄） 足立代表監査委員。

代表監査委員（足立正人） 財団法人 コミュニティー野田川につきましては100%町出資の法人でございまして。したがって、町の方からいろいろと注文をつけるそういった余地はあるであろうと思いますが、今多田議員さんご指摘のように、この決算書は理事さんが理解をしておられる様式であって、我々にはわからないという趣旨であったというふうに思います。

第三セクターでありましょと、それからほかの管理指定を行っております団体でありましょと、その団体独自の認められた決算書を役員さんに確認しやすいような形で議決をとられて、そしてあるいは法務局に登録もしておられるだろうと思っておりますし、それが通るものであればどういう形でしなければならないということにはならないというふうに思います。法律的に定められた様式というものが株式会社等ありますけれども、そういった内容をクリアしておりましたら、私はそれで事足りるものだというふうに個人的にはそう思います。

議長（糸井満雄） 太田町長。

町長（太田貴美） 考え方等については、今までの課長の答弁それから監査委員さんのご答弁と一緒になんですけれども、ただこの運営につきましては100%出資の町の公益法人でございまして、理事長初め理事さん方が大変ご努力いただいているということは本当に頭が下がる思いで、この運営につきまして、とりわけユースセンターなんかの中身まで一生懸命こうすればああすればというふうにご提案をいただく中でしていただいておりますが、数年前とまたちょっと理事さんも変わっておりますので、そうした意味では非常に荷が重た過ぎるのではないかなという感じもしております。



今後そういった法人につきましても一定の考え方を見直すときが来るというふうに思いますので、よりよく町の施設として町民の方々などにも使っていただきたきやすい、また施設として多く活用いただけるような方法は、これは町が考えていかなければならないなというふうに思っております。ご答弁になったかどうかわかりませんが。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今町長のお考えを聞かせていただきまして。

ですけれども、できるだけ透明性のあるようにしていただきたいなど。赤字が出て、何か森林公園の中で回せば何とか納まっておるといふ形に見えるわけですから、そんなことをしておられるとは思いませんけれども、そういう金銭の動き方になっていますので、町長はこれを見られて細かいところまでチェックしておられるかどうかわかりませんので、ぜひともそこら辺は今後の課題に取り上げていただいて、その財団の役員さんに責任がかからないようにはっきりした形でしていただかないと、これは役員にならしていただけません。

法人の場合は出資してでも自分が経営するんだということで、出資してでもやりますから、ですからそれは責任があつて当然ですけれども、こういう形は非常にややこしい感じになりますので、利益が出ていけば問題ないんですけど何かおかしくなったときに問題が生じると。ですから、今からもう少ししっかりした持っていく方を考えていただければすっきりするのではないかなというふうに思います。

時間がありませんので質問を変えさせていただきます、今度は指定管理者制度についてですけれどもお尋ねをしてみたいと思います。

指定管理者が今課長答弁していただきましたように、民間の活力をしてそして経費を削減するんだということをおっしゃっていただきました。まさしくそのとおりで、それに向かって努力していただきたいなと思うんですが。

ことしの指定管理料を見ましても、せっかく指定管理をされたのにもかかわらずほとんどのところがアップされておりますね。委託料と途中でこうなっていますけれども、指定管理料と委託管理料とが一緒になっています。別々になって一緒になっておるんですけれども、その数字をトータルして管理料と見たら全部ふえておるんですが、この辺どういうふうにお考えでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 昨年初めて指定管理者制度を導入いたしまして、それにはその導入するときにもいろいろ議論があつたと思われまますけれども。

今多田議員さんがおっしゃいました民間活力といいますが、民間のノウハウをもってその施設等を管理運営するというのが題目といいますが、それが一番の目的だろうというふうに思っておるわけですが、実際の当地域の指定管理の状況を見ますと、従来からお世話になっておりました管理の委託料を支払ったところに、公募ではなくて直接というか名前が変わつたというふうな感じになっているのは否めないというふうに思われます。

今後については、その収益性のある施設等については公募等についてもやぶさかでないというふうに思いますけれども、これまでの各町の施設の管理の歴史もございまして、全く初年度であつて約6カ月間のございまして、その辺の指定管理料の極力経費を抑えるということにつきましては今後の課題であるというふうに考えておりまして、私どももそういうふうな努力を

したいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 今課長に答弁いただきまして、6カ月間ということでまだ様子がよくわからないということだろうと思いますが、19年度の予算を見ましてもまたそのまま横並びといったような姿で、大変本当に指定管理制度に持って行って厳しく民間の活力を利用されるのかなという気がいたしまして。お世話になっておるからこれは仕方ないんだという考え方でやっていたいておりますと、昨日の大変財源がないという話につながってきます。そんな中で、そういう考え方で取り組んでいかれるとますます厳しい環境になるだろうなというのは、私もきのうのいろんな方の答弁を聞いてまして、質問に対する答弁を聞いてましてそう感じざるを得ないということになってきました。

いろいろと指定管理の中で疑問に思うこともあるんですけども、細かいことは別としまして、そうでしたら道の駅がこれは指定管理にいつなったんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 道の駅の方は私の方が管理しておりますので、去年の9月に一緒に段階で市で条例改正をしまして、そして指定管理者として丹後フロンティアを指定したということでございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、ほかの施設と同じように9月にされたという理解でよろしいんでしょうか。そうでしたら、この道の駅の管理委託から指定管理になった記帳がこの台帳に見えない、この決算書に出てこないんですけど、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） これは非常にありがたいことで、指定管理料を払わずして管理をフロンティアがしていただいておりますので、指定管理料は払っていないということでございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 指定管理者になっていただいて、指定管理料を払わずに管理委託、今までどおりの委託管理料でいいという理解でよろしいんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えします。

以前からも、指定管理制度が入る前から道の駅については町から捻出します管理に係るものについてはなかったわけでございます。ただし、一部トイレの清掃管理は出しておりますが、主たる建物等すべての管理については指定管理料としては払っていないということでございます。

議 長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） そうですと、ここに217ページの道の駅管理委託料と190万円出ているのは、どういうふうに解釈すればいいんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 190万円につきましては、先ほど申し上げましたように付随します反対側に公衆用トイレ、道の駅として建てておりますトイレが駐車場側にございます。それともう一つ

の業務としましては、道の駅を与謝野町あるいは旧加悦町も含めてですが観光総合案内所としての位置づけをしておりますので、一部の業務を委託している金額として190万円は支払っておりますが、全体的な指定管理料としてのそういうものは支出をしていないということでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、道の駅はわかりました。そういうことであります。

それともう一度、ちょっと時間が2分ほどですけれども。

これは私の帳面の見方がわからないかもわかりませんが、先ほどの財団の話にまた戻りますけれども多分僕の記憶では事務局長だったのではないかなというふうに思うんですが、去年の6月ごろに退職をされておるんですが、それがこの財団の中から退職された費用がわからない、見つからないんですけれども、それは先ほども言いました帳面のやり方でどこが管理しておるんだということになってくるんですけれども、そこはどういうふうに。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 財団事務局長が在籍しておりました4カ月分につきましては一般管理費ということで、事務局長は全体を管理するという意味で、一般管理費の中で従来から給与を計上しております。それによりまして、補正で200万円の減ということで補正を上げておりますが、これは4カ月、4、5、6、7ということでございますので、指定管理施設にし指定管理料を決定する場合につきましては、この分はもう差し引きをして全体で指定管理料を決定しておりますので、実績見合いで減はさせていただいておりますが、ご指摘の部分につきましては一般管理費の中に給与として事務局長費を上げております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） 時間がないのであれなんですけど、そうでしたらこの一般管理費をなお給料といった171万6,000円、これが退職された方の給料分ということですか、4カ月分の。そうだと退職金はどこから出てるんでしょうか。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 退職金につきましては、それぞれ予算支出を毎月させていただいております、中小企業の役場関係の退職組合ではなくて皆さん事業所が入っておられます共済の退職組合、中小企業の退職組合の方にお金をきょうまで積み立てておりますので、そこから直接支払いをされますので財団の決算の中には全く出てこないというものでございます。

議長（糸井満雄） 多田議員。

1 2 番（多田正成） はい、わかりました。

質問を終わらせていただきます。

議長（糸井満雄） それでは質疑を続けます。

野村議員。

1 番（野村生八） それでは、まず教育長に質問します。

全国的に教育をさらに豊かに発展させるために少人数学級という取り組みがされています。一般的には30人学級というふうに言われていますが、その点について質問します。

現状では30人を超える学級数はどれくらいあるのか、まずお聞きします。18年度ですね。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。  
暫時休憩します。

（休憩 午前10時08分）

（再開 午前10時10分）

1 番（野村生八） そしたら先ほどの質問は保留して別の質問に移らせていただきますので、後ほどまたさせていただきます。

農林課長に質問します。

195ページから森林整備の決算内容が載っているんですが、この内容を見ても間伐の事業がほとんどないように見受けられますが、これについては18年度どのような取り組みがされたのかお聞きします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えさせていただきます。

間伐につきましては、本決算に計上しております間伐に係る金額としましては、緑の公共事業によります間伐を32万1,000円の補助金という形で計上をいたしております。これにつきましては京都府の50%補助を受け、町が10%を上積みし60%の補助をさせていただいたものでございますが、旧野田川の岩屋地内の岩屋峠付近の.....というところの1.98ヘクタールの間伐事業に対する補助金でございます。

決算の中で間伐に係る計上金額としましてはこれだけでございますけれども、ほかには機構造林地の間伐を滝地内で4.7ヘクタール程度行っております。昨年につきましては、この緑の公共事業が5カ年計画のうちの最後の年でもあったということがございまして、5年計画を立てて行ってきた際に前倒しでやった年もございましたので、最後の年は緑の公共事業を活用した間伐としては少なくなったということでございます。

金額的には少ないんですけども、今後はできるだけいろんな事業を活用して間伐事業の推進を図っていききたいというように思っております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 町が主体的に間伐をする事業としては、この緑の公共事業しかほとんどないということだというふうに思うんですが、制度の変わり目で18年度少なかったということですか。

今環境問題いろんな面が言われていますが、基本的にその大もとは、私は対策として大事なことは山を守るということだというふうに思っています、この間伐をどう進めるのかということが非常に大きな課題だろうと思っています。これは民間の方の自助努力を待っていても現状ではほとんどできないだろうというふうに思っています。

そういう中で山の調査も毎年予算化されています。これらを含めて間伐の実態等、行政がかかわっている区有林等の面だけではなくて民間も含めて与謝野町の山の状況、そしてその中で民間も含めて間伐をどう進めるかという発想が必要だと思いますが、この点についてのお考えと、来年度に向けて、この緑の公共事業をそういう面でかなりこれは積極的に取り組んでいただく必要があると思っています。その2点についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 間伐の事業につきましては、過日行いました町政懇談会でもご意見があったとこ

るでございます。例えば先進地の事例では、木を切る間伐ではなくて薬剤を注入して枯らすような間伐方法も行われているというような事例もお聞きをしております。

自助・公助・共助のどれにその民有林の間伐が当たるのかという議論はあると思いますので、どこまで行政が民有林についての支援をさせていただくかは議論の多いところだというふうに思いますけれども、本年も、緑の公共事業並びに府の造林補助を受けるべく作業計画を立てる5年間の初めの年になっておりますので、これらを通じて住民の皆さんに啓発を図り、個人でも参加していただけるような作業計画をつくり上げて、できるだけ補助を受けていただくような形で個人間伐が進むように進めていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 積極的に緑の公共事業に取り組んでというご答弁をいただきました。

そこで大きな課題として、町の公共性のある山はいいんですけれども民間の部分については自己負担分があるわけですね。結局、この間伐をしてもほとんど山の木が利益を生まないために、間伐をする経費が出ない中で、この緑の公共事業の今の制度の中での自己負担分でそれが進むかどうか。これは大きな疑問があるわけですが、この辺も含めて間伐した後の問題もありますし、かなり知恵を出さないと進まないのではないかというふうに思っています。旧野田川町のときに、ほかの自治体での取り組みも紹介をさせていただきましたが、この辺についても抜本的な再検討をお願いしたいというふうに思います。

それから先ほど言われましたいわゆる立ち枯れ方式で間伐するということ。皮を1周はげば枯れるという話もありますが、それも間伐の後の材木がそこに置かれるということになりますと、最近では台風などの大雨でそれが一気に流れて災害の原因にもなるという問題も起こっていて、これも大変大きな課題になってきますし大変難しいわけですが、その辺はぜひ認識されておると思うんですが、再度その辺も含めて、緑の公共事業の自己負担分がどのようになっているのかを含めてお聞きしたいのが1点。それから山の調査について、これはどういう内容でやられていてどの辺まで進んでいて、どこまでやられるのかその点もお聞きしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 緑の公共事業という制度の個人負担でございますけれども、間伐を行います緑の公共事業の要件としては、輪齢が35年生以上の山で0.1ヘクタール以上という制約がございます。また雇用に結びつけていくという1つのねらいがございますので、新規雇用を3分の1以上は生むというような条件もあるわけでございます。

これらをクリアする団地を設定をして補助をさせていただくわけでございますが、どうしても森林組合等を通じた財産区の森林、これが中心になってきております。補助率としては、京都府が50%で町が10%を上積みさせていただいて60%を補助させていただいておりますが、これも標準事業費の60%ということになりますので、実質補助をさせていただく率は4、50%前後になるかと思っておりますので、半分もしくは半分以上は個人のあるいは財産区のご負担でお世話になっているということでございます。

この6割補助につきましては合併前には旧町ごとにばらつきがございまして、それを一定統一して10%は市町村の義務負担という制度上の制約がございましたので、それに倣って6割とさせていただきますので、旧町によっては補助率が下がった町もあるということでございます。

これを引き上げるということについては、現在のところなかなか難しいのではないかと思います。議員さんご指摘のように個人負担軽減をすれば、やってみようという方もふえてこようかと思えますけれども、山の財産の価値というものがなかなかない時代ではございますが、もともと資産を生む財産でございますので、個人負担もやはりしていただくということが必要なのではないかと思います。どこまで町が支援をさせていただくかは今後の課題とさせていただきたいと思えます。

それから森林の調査でございますが、森林整備地域活動支援交付金事業というのを実施をいたしております。国の補助を受けて地域が森林の現況調査に出られたり、あるいは山道の草刈りなどの整備を行われたり、そういった山を守っていくための活動に対して1ヘクタール当たり1万円の経費が国の方からおりてまいりまして、国府を合わせて75%の補助を受け、町が25%を負担して1万円を生み出していると。それを活用して各地域においてそういった山の調査、これらを行っていただいているところでございます。

町全体では282ヘクタールの団地に対しまして、その掛ける1万円、280万円余りの交付金を活用していただいて、これらについては、従来個人の方あるいは財産区の会計の方から、そういった人夫賃あるいは材料費等について捻出をさせていただいておったわけですが、それがここから捻出ができるということで、地域関係者にとっては非常にありがたい交付金として活用していただいているのではないかと思います。

しかし、これもすべての町内の山を調査するというものではなくて、一定の要件に沿った団地を設定して行っているものでございますので、これがこれによってすべて調査ができるというものではないという状況にあるということは事実でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 今の緑の公共事業、それだけの負担であれば、なかなか現状では民間の間伐までは難しいのではないかと思います。そういう点では抜本的な対応がいるのではないかと思います。全国的にもNPO等々がこういう間伐に取り組んでいる事例、たくさん生まれています。それらを促進するようなそういうことも組み入れていかないと無理だと思いますし、ぜひそういう方向でさらに一層進めていただきたいというふうに思えます。

調査については、民間の山を含めましてこれはやはり行政がやるべき仕事ではないかなというふうに思っています。いわゆる環境保全という立場で行政がしっかり今与謝野町の山全体がどうなっているのかということ、長期的計画も持ってぜひ取り組んでいただきたいと思います。意を指摘しておきます。

次に、農林課長に無人ヘリコプターによる消毒ですね、農薬散布について質問をいたします。181ページに載っています。

18年度はどのぐらいの面積がこれによってされているのか。それは与謝野町全体の占める中でどういう割合になっているのか。それからそれは前年度に比べて、あるいはその前に比べてふえていっているのかどうか、そのあたりについてまずお聞きします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 無人ヘリコプターによります水稲の共同防除事業につきまして、補助金を200万円余り支出をさせていただいております。

実施しております18年度の地区は、野田川全地区並びに旧加悦の10地区ありますうちの3地区、後野、明石、香河、以上が平成18年度にヘリコプターにより除草を取り組んでいただいております。これは合併前の平成17年と比べまして同じ地区でございますので、合併前からふえているということはありません。また本年もこのヘリ除草が既に終わったわけですが、これと同じ地区で実施をされましたので地区によってヘリ除草の取り組みがふえた地区は今のところございません。

面積的に申し上げますと、町内の水稲作付全面積は約600ヘクタールございます。そのうちのヘリ除草の取り組み面積は325ヘクタールというカウントでございます。先ほど600ヘクタールと申しましたが、細かく言いますと614ヘクタールでございます。それを割り算しますと53%になります。町内の全水稲作付面積に対して53%の約半分の地域でヘリ除草に取り組みまれているということでございます。

ことしも同じ地区でございましたが、やはり町の方も、従来のナイアガラの手法からヘリ除草に切りかえていただくということを推進しているという立場から、ヘリ除草にだけ補助金を交付させていただいております。旧来のナイアガラの手法については補助をさせていただいてはおりません。したがって、ほかの地区についても取り組んでいただけるように申し上げておるわけですが、岩滝地域においては全体50ヘクタール規模でございますし、従来から共同による除草の慣習がございませんので個人除草で行って来ておられます。これは今後もこういう形で行われるのではないかと考えております。

本来1枚1枚の田んぼによって適期が違いますので、個人除草をされるのが一番望ましいのは望ましいわけございまして、その選択をしておられますし、加悦でも一部の地域においては個人除草で行っておられます。

そういったことで、ナイアガラによる方法で約3割の地域が行っておられるようですが、これもまた事情がございまして、除草機がまだあってそれがまだ使えるということで、ヘリ除草に切りかえるとやはり若干個人負担、農家負担も高くなるというようなことから、なかなかそちらに移行することができない過渡期に今あるのではないかと考えております。

取り組んでみようかなというご相談を受けている地区もございまして、今後は若干ふえていく可能性はあるのではないかなというふうな現状でございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） このヘリによる除草というのは、一方ではナイアガラに比べれば安全性があるということだと思いますが、一方ではこのヘリの除草でも安全とは言えないという大変難しい状況にあるんだというふうに思っています。

今、昨今こういう農薬の安全性の問題というのはかなり厳しくなっていて、農薬を使わないということが求められる時代になってきたということはお存じのところだと思いますし、今阿蘇海に与える負担等々もやはり大きな問題がある。世界遺産登録の課題があるわけで、阿蘇海の浄化が大きな課題になっている中でも問題がある。琵琶湖なんかでも、滋賀県ではそういう意味でこういう農薬を使わないという方向での取り組みが盛んにされています。

こういう意味で大変難しいわけですが、このヘリによる除草の安全性についてはどのようにお考えになっているのか、現状を把握されているのかということと、それからこのヘリによる除草

は前もって日程が決められていて、いわゆる自然環境の変化によって変えるということがなかなか難しいと。だからヘリの場合も効果的な日にやらなければならないけれども、それがなかなか難しいというお話も聞いています。この辺については、効果のある日に適切に変更しながらできるという状況に与謝野町ではなっているのかどうか、この2点についてお聞きします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） まず、ヘリ防除に限りませずナイアガラの方法でも同じですけれども使う薬剤の安全性ということでございます。

これは非常に難しい問題があるかと思えますけれども、昨年他県におきまして有機リン系の農薬の問題が発生をしまして、いわゆる有機リン系の農薬については非常に体に悪いと、吸い込むと頭痛などの健康被害が生じるというようなことが大きく指摘をされて、随分新聞紙上でも掲載をされたという経過がございます。当町も心配をしたわけですけれども、これはもう既に農協さんの方でも有機リン系の農薬については使わずにやっていただくということで、別の薬剤を使っていただいているということをお聞きして安心をしているところでございます。

しかし、農薬でございますので主として防虫対策、カメムシ等ですけれども、これが来ないようにするという事は生き物が嫌がるものをまくということでございますので、全くその安全性が100%確保されているということではございません。したがって、できるだけ住民の皆さん、それから作業に当たられる農家の皆さんにとって安全な方法で行っていただけるように、地域の住民の方々とも共存できるような形で防除は行っていかなければならない、そういう時代になってきているというように思っております。

それで、従来は地域の方々にもそんなにお知らせをせずにしてきた時期もあったかと思えますが、そういうことはなかなか難しい時期になってまいりまして、広報を徹底していくという方法をこの近年はとらせていただいております。

1つには、もちろん回覧板もですけれども有線放送、あるいは加悦においては文字放送、これらにおいて日程についてはお知らせをしておりますけれども、ご指摘のように、その日に雨が降ったりしてできないという場合もございます。その場合は、翌日に変更しますというようなあらかじめの広報をさせていただいて、それによる放送等をさせていただいて切りかえているという状況でございます。

必ずしも100%徹底したことにはなっていないかもしれませんが、できる限りの方法で地域住民の皆さんには申し合わせをしていく。それから特に、広いところはいいですけれども住宅地に近いところは農家の方々をお願いして、共同防除にご理解をいただくための承諾書的なものを取っていただくような手配も近年は行いながら、できるだけ共存していただけるような形での方法をいろいろと考えながらいただいているところでございます。

1 番（野村生八） 有効な日にできていますか。効果のある日にできていますか。

農林課長（浪江 学） 大体8月の盆前の時期に集中するわけですけれども、ことしも若干生育がおくれて、予定していた時期ではちょっと早いのではないかとということもございまして、切りかえて広報して何日かおくれてやらせていただいたというような、特に加悦地域がそうございましたが、そういうこともございました。

事前の広報ということをやっておりますので切りかえるのにはリスクがあるんですけれども、



やはり適期にやらないと意味がないということもございまして、急遽延期して1週間程度時期を少しずらして行うという年も気象条件等によっては、あるいは生育状況によってはあるということとでございます。

議 長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうふうに、できる努力は手は打っていただいておりますが、現実にはそういうヘリによる散布で被害が起こっているということで、お知らせがあった日はよそに泊まりに行くというそういう声もたくさん聞いています。

京都府ではこの無人ヘリによる散布を基本的に禁止しているというふう聞いていますが、そのことをご存じかどうかということと、そういう中で当町でこうしてやられているということについて、今後についてどのようにお考えかということ。

それから行政としても、また農家でも有機農業への取り組みはしていただいておりますが、年々ふえてきているというふう実感しています。京の豆っこ初め取り組んでいただいておりますが、一層これをやはり全町に広げないと、この農薬散布はなくなるといことになりすからね。目標をやはりそういう高いところに設定して、そこに向けた取り組みということを年々していただくということが必要ではないかというふうに思っておりますが、それらについてのお考えを最後にお聞きします。

議 長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） まず1点目の、ヘリ防除が京都府において禁止されているということとでございますが、完全に禁止をされているということではございません。禁止をされておりますとできないということですが、届け出制できちっと計画書をもって届け出をして行えばよいとされておりますので、その手続をとって行っているということとでございます。確かに、昭和何年か年数は忘れましたが完全に禁止をされていた時期もあったように記憶しておりますけれども、それが緩和されて届け出制で実施できるようになって以来、ヘリコプター防除がまた取り組まれるようになってきたということとでございます。

それから議員さんもお指摘のように、その実施日の広報を見て別のところに泊まりに行くという方もおいでになるということとでございます。近年はシックハウスですとかアトピー等のお子さんをお持ちの親御さん、ご家庭が非常にふえてきているのではないかとこのように思っております。そういった親御さんからいろいろとご相談を受けてきておる経過もございまして、事務局の方は農協さんが持っていたいておりますので、農協さんの方にご相談に行かれて、いろいろお話を聞かれて一定理解をしてお帰りになったというお話も聞いております。それから例えばそういったアトピー等の症状をお持ちの親御さんの会をつくっておられる方からもご相談を受けて、防除の日にはできるだけ遠いところに連れていきたいということから、例えば総合のふれあいセンターの建物がございますが、あそこをその日に貸していただけないでしょうかというようなご相談もあって、商工観光課とも相談して無料で和室を提供させていただいて使っていただいたということがことしも2回ほどございます。そういったことはご相談に乗れることですので、今後も特に施設等でそういったお子さんが多いところについては、団体でそういうご相談があつて対応もさせていただきます。

でき得ることはそのようにして、何回も申し上げますけれども方法があるならば共存してやっ

ていただけるようにしていきたいというように思っております。農家側から見ましても、この農薬の散布ということについてはなかなか厳しい時代ですけれども、品質を守るという上では非常に大事なことでして、先日も申し上げましたが米価が下がる中で1等米でも5,750円ということからしまして2等になるとまた500円下がるというようなこともございますので、農家にとってもこの防除は死活問題でございます。したがって、できるだけお互いに話し合いながら進めていくということが大事かと思っております。

また有機農業のご質問がございましたが、これも当然町の方もそれをふやしていくような支援をさせていただき、農家の皆さんもそれを環境面からも、あるいは収益面からも取り組んでいただくように、今後はいろいろと考えていかなければならないだろうというふうに思っているところでございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） そういうふうな形でできる努力をしていただきながら、将来的にはこれはやはり全町での有機農業にするんだというそういう町の姿勢は打ち出す必要があるのではないかと私は思っておりますので、ぜひ一層努力いただきたいと思っております。

それでは先ほどの問題について、教育長よろしくお願ひいたします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えします。大変失礼いたしました。

18年度の小・中学校の1クラス定員30名以上の学級数でございますけれども、特別支援学級は除かせていただきます。小学校につきましては全体で67学級でございます。そのうち30人から40人のクラスが14クラスでございます。ただし40人は1クラスでございます。中学校全体で18クラスでございますけれども、そのうち8クラスでございます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） この特に40人に近いクラスの父兄の方から、ぜひ少人数学級を実現してほしいという要望を以前から聞いておりまして、議会の中でも取り上げてきました。

答弁としては、京都府においては京都方式の少人数学級という形で取り組んでいるということで、そういう方向での努力をしたいという答弁だったと思うんですが、このたび京都府でもまなび教育推進プランということで中間案の段階ですが出された中で、京の状況においては30人程度の編成が望ましいということで、学級そのものの少人数学級という今までにない方向性が打ち出されています。

これについてご存じかどうかということと、こういうもとの与謝野町として、やはりこういう方向で今後一層教育条件を向上させるために努力をしていただきたいと思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きします。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

先ほどのクラスの中に、実は京都式少人数教育の中でその制度を利用いたしましてクラスを3クラス、2クラスのところを3クラスに分けて人数を下げておるといふところもあるわけでございます。加悦小学校それから岩滝小学校、それから市場小学校がその例に入ります。それから中学校もその例に入っておるわけでございます。

今議員さんご質問の中でございましたように、去る9月26日の京都府府議会の代表質問の中で、府の教育長がまなび教育推進プランの中で、いわゆる京都式少人数教育の充実方策につきまして答弁をされたわけでございます。その中で、議員さんおっしゃるように学級編制につきましては過度に小規模にならないで、また40人以下の学級編制を市町村の教育委員会の裁量で行えるようにしていきたいということと、そのためにいわゆる30人程度の学級編制が可能となるような教員の人員確保、それを年次的に行うと。そしてまたその教員定数につきましては、市町村教育委員会が子どもの実態に応じて柔軟に指導方法・体制が選択できるようにしていきたいという答弁でございました。

いわゆる40人学級につきましては、これは国の基準として変わっておりませんので、それを指導のあり方の加配教員の確保によって、そして学級編制を30人程度の方にしながら指導の充実を図っていきたいという、そういう私たちにとっては非常に望ましい、ありがたい方向だとそのように感じているわけでございます。

以前も紹介しましたけれど、今少人数でクラスが分けられたりする加配用教員を配置されていますのは、私どものところでは加悦小、岩滝小、市場小の、そして三河内小に1人とそれだけしか入っておりませんので、それがさらに拡充されるということになれば、さらに京都式少人数教育・指導それが拡充していくことであり、子どもたちにとっては大変教育効果上望ましいことだとそのように思っております。以上でございます。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） ぜひより一層充実に向けてご努力、府にもそういう方向で一緒になって努力していただきたいというように思います。

次に建設課長に質問します。

資料の6ページにいわゆるハード事業の一覧があります。その中の土木費の欄を見ますと、いわゆる国や府の補助が非常に少ないと、財源内訳を見ますと。そういうふうに思うんですが、これはなぜこれだけ少ないのかお聞きします。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） 野村議員のご質問です。道路改良事業等に国・府の補助事業が少ないんじゃないかというようなご質問です。

根本的には、土木事業そのものの総体的に予算としては年々少なくなってくるということがあります。それは、一定昭和の30年代、40年代に大きくインフラの整備が進んできたということがありまして、与謝野町内を見ますに大きく法線を変えたり道路の幅員を拡幅したり、それから勾配を変えたりするような町道改良をする路線がもう随分少なくなっている。18年度決算で言いますと、明石香河線あるいは野田川地域でやっております岩屋川線の道路改良工事ということで、大きく町道を改良拡幅するような工事が少なくなっているということです。

あとは、18年度の決算で言います道路新設改良費で言いますと26路線を整備改良しておりますが、ほとんどが1次地域インフラ整備のできました後の町道の舗装のやりかえ、それからあとは道路の側溝の整備というあたりでとどまっております、いわゆる国庫補助事業をするのに当てはまるという工事が随分少なくなっている。

それから今後また狭い町道等ありますが、それを改良するには今度は逆に物件移転等の事業費

が莫大な事業費になるような工事になるであろうということで、現在のその国の補助金の状況、あるいは町の自治体の財政状況等からいいますと、なかなか手がつけられない改良になるだろうなということで、ここ近年国・府補助事業箇所が少なくなっているというような状況だろうというように考えております。

議長（糸井満雄） 野村議員。

1 番（野村生八） 2回目の私の質問の中で経常収支比率の問題を取り上げたことについて、現状の経常収支比率が妥当だと私が質問しているというふうなことが指摘をされましたので、その点について再度申し上げておきます。私の質問の仕方が非常にまずかったのかなというふうにも思うんですが。

私は趣旨としては、例えば行政改革大綱の中間案を出されている75%が一般的に市町村では健全だということの考え方は、今でも必要なかどうかという点を取り上げたわけです。私は75%が必要だとは思っていません。時代の状況や町が何を中心に運営するかということによって、これは現在では大きく変わるということだと思いますので、少なくとも与謝野町としてはどこが健全だという視点をしっかり検討する必要があるのではないかと、このことを指摘をしました。

当然、現在の経常収支比率が非常に高いと、これを下げなければならないということは紛れもない事実だと。財政も厳しいということも当然思っています、だからこそ、この18年度決算の内容を検討する中で、どうすれば経常収支比率が下げられるのかという問題について、人件費も確かに合併当時ですから、当初ですから人件費が大きいと、ここを削減するということは必要だということは一般質問でも取り上げました。今回は公債費の問題を取り上げました。

この問題について、やはりこれを下げられないと経常収支比率が下がらないのではないかと、このことを指摘して、これがなかなか下がる現状にはないと、現在の財政シミュレーション等18年度の内容を見てもそれは下がらないと。なぜそこが下がらないかといえ、結局経常収支に当たらない先ほど指摘したハード事業の部分の中で、起債をたくさん目いっぱい発行して事業を行っている、ここに原因があるのではないかと、このことを指摘しました。

さらにその問題を指摘しますと、18年度で公債費比率の問題ですから起債を使った事業を見ますと10億円ぐらいあるわけですが、一般財源の2.63倍の起債が使われています。これはちょっと行き過ぎではないかと。これは、結局それぞれ事業については、町民の暮らしを守る基盤を進める上で必要な事業だということによく理解しているわけですが、厳しい財政なんですから、この使える一般財源に合わせた事業の規模にさらに縮小して、この起債の比率を下げることを今後取り組まないと、公債費比率は今の見通しでは下がっていかないのではないかと、このことを指摘をいたしました。

この点については、もう最後ですので前回もお聞きしましたが、こういう視点でさらに起債を下げていくということについてお聞きをしておきたいと思っております。結局これだけの起債ができるというのは、合併特例債があつて95%発行できる。だからふやしてできるということだと思っておりますのでよろしくお願ひします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

確かに野村議員ご指摘のとおり、現在悪循環になっているということは事実でございます。経

常収支比率が高い。ですからハード事業費に回す一般財源がなかなか捻出できない。しかしハードもこれは住民要望でございますから、それらの事業をしていこうと思いますと国の補助金や府の補助金をまずは優先させて、その裏に起債を借りなければなかなかその住民要望にこたえていけないと。ですから、この両面が悪循環になっているということはお指摘のとおりだということに思っております。

だから野村議員がお指摘のそれら経常収支比率も下げ、あるいはハード事業に対して起債を目いっぱい借りなくてもやっ払いこうということになれば、それはお指摘の2面の側面で進めていかねばならんと。経常収支比率を下げる努力をすると。それにはまず事業費を抑え込むことも必要です。人件費を抑え込むことも必要です。それから物件費等も抑え込んでいくことが必要です。それら経常収支比率を下げてそしてハード事業、これもハードよりソフトと申しましてやはり住民要望の高いハード、特に災害対策等についてはこれは絶対やっ払いかなきゃならんわけです。そういったことを進めていこうと、その両面で進めていかなければならぬだろうというふうには思っております。

1 番(野村生八) 終わります。

議長(糸井満雄) それでは休憩をとります。

15分まで休憩します。

(休憩 午前10時58分)

(再開 午前11時15分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き質疑を受けます。

赤松議員。

10番(赤松孝一) それでは第3回目の質問をさせていただきます。

いろいろと昨日から経常収支比率等の問題でいろんな意見を私も申ししていますが、やはりこれはそれぞれの財政に対する見方というものがそれぞれの議員の立場により、また見る角度により違うとは思いますが、一般的な財政運営の総合的判断としましては、やはり計画性。これは実質収支比率ですね。これはやはり議員必携なんかによりますと3%から5%が望ましいと。そうでなければならぬのではなく望ましいと。それから次にやはり弾力性。これは経常収支比率が75%程度が望ましいと。それから公債費率が12から13%が望ましいと。いわゆる計画性、弾力性、それに積極性。人口1人当たりの投資的経費が類似団体、似通った町と比べてどうかという1人当たりの投資的経費、それから公共施設の整備の状況等々。

これらの計画性、弾力性、積極性が1つの財政運営の判断の基準になるというふうには私は考えていますので、そういう角度からきのうもそういったことを意見を申したわけでございます。これはいろんな見方がありますので一概にどれがいいとは申しませんが、やはりこれが私1つの財政運営の判断の基準だろうというふうなことを考えています。

また先ほどのいわゆる起債の件もございましたが、やはり起債を使わないのはそれはもう当然使わない方がいいわけでございますが、それだけがなぜ下らないかと。下がる現状にないと。起債を目いっぱい発行しているというふうなお指摘もありましたが、確かにそうではあります、やはり今後の財政シミュレーションを見ましても、起債といったものに頼らなければならない今

の町の現状。そして起債もですが、やはり人件費、物件費そういったものも十分見直して、総合的に幾らソフトが重視とはいえ、ハードとソフトが心地よく絡み合った行財政運営をしていただきたいというふうな思いでいます。

まず最初に、そういった意味からも71ページの役場庁舎の管理事業費でございます。これも大きな役場庁舎を管理していこうと思うと事業費がいるわけですが、ここで管理事業費が岩滝の本庁、いわゆる岩滝町の役場1,157万円、加悦の庁舎が1,897万円、野田川の庁舎が935万円というふうに、それぞれ加悦と野田川ではダブルスコアになっていますが倍ですが、おのおの管理の仕方も、またそれに対する面積等々で金額が違うわけでございますが、やはり今後こういった経費の削減の中におきましては庁舎の、役場のあり方そして組織、こういったものを論じていかなければ、幾らでもこれは先延ばしになっていくような気がしてなりません。

そういった意味で、町長はこの庁舎、役場、組織を踏まえまして今後どのような展開をされよう目指しておられるのか。やはり町長のトップリーダーとしての政治的判断といったものが我々町民にとっては聞きたいわけでございますから、ぜひとも町長の今後のあり方につきましてご答弁いただきたいと思ひます。

議 長(糸井満雄) 太田町長。

町 長(太田貴美) とりわけ庁舎の問題等々合併前からいろいろと問題がございました。確かに分庁舎になっておりますので、それぞれのところでそれぞれの基本的な経費が高くなっていく、これはもうだれが見ても当たり前のことで、そうした中で新たな庁舎を建てていくのかどうかという点については、何回も申し上げておりますように人数が減っていく、またそれに合わせて庁舎も縮小していくという考え方をまず基本に持っております。

そうした中で、これは時間との今度は競争になってくるかと思ひますけれども、やはりできるだけ早い時期にそうした形へ持っていくということになってきますと、おのずと今の役場の組織では対応がし切れない、あるいは対応がしにくくなるという部分が出てまいりますので、明確に今の段階では申し上げることはできませんけれども、やはり課の編成あたりにつきましてももう一度見直す必要があるのではないかというふうに考えております。

できるだけスリム化を図っていくような方向で、これは庁舎だけではなくにほかの公共施設もあわせてという、先ほど総合的な考え方でとおっしゃいましたけれども、いろんな町の持っております公共施設の運営もあわせて考えてまいりたいというふうに思っております。

議 長(糸井満雄) 赤松議員。

10番(赤松孝一) 今職員の人数も減っていると。それを見ながら庁舎のあり方、組織の変更等も考えて見直す必要があるというふうなご見解であります。

例えば今、早速に私はできることもあると思うんですが、地域振興課という課が、町民目線の方で見ると果たして岩滝の役場の中に地域振興課がいるんだろうとか、また加悦、野田川に地域振興課の職員さんがおられますが、あれだけのスタッフがいるんだろうかというふうな気がするわけでございますが、これは私が町民側の目で見ますので、実際に町行政を運営されております方の目から見ればどうなのか。ひとつ地域振興課の課長さん3名おられますので、どのような今住民要望とか、また実際自分が課長としておられますとどのような感覚でおられるのか、ひとつお三方からお述べいただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。

議長（糸井満雄） 小林岩滝地域振興課長。

岩滝地域振興課長（小林哲也） ご質問の件ですが、各地域振興課の業務につきましてはおのおの違うということとは議員の皆様方もご存じかと思えます。そこで岩滝の地域振興課でございますが、一言で申し上げますとソフトの中のソフトの業務をしているというふうに私は認識をしております。

我々につきましては、昨年の7月からことし3月まで9カ月間統計をとってみました。それで業務につきましては、縦軸で例えばごみ、下水道等々30区分いたしまして、横軸でそれをどうしたか、申請書を交付した、受け付けた、または現場処理をしたというような方法で統計をとっております。9カ月間で取り扱い件数が2万1,000件ほどございます。月平均で2,300件くらいございまして、稼働日数で割りますと平均日117件でございました。ただこの117件と申し上げましても電話相談もございまして、交付申請の受付、交付申請書類の交付という短時間な業務もございまして、また逆に福祉相談につきましては相談時間が長くなるというようなこともございまして、また、昨年度はごみの分別体系が変わったということがございまして、現場へ出向くことも多く、これは記憶なんですけど週5日のうち3日はごみの相談、苦情等でおりましたという記憶もございまして。

そんな中でございますが、現在いわゆる窓口事務、戸籍住民票、印鑑証明、申請、登録の関係ですが、これが7,000件に達してございまして、一番大きな業務というふうになっております。次に税務証明ということで、税務証明も2,000を超える件数になっております。3番目は医療関係の業務で約2,000件というふうになっております。

こんなことから、現在3庁舎ございまして住民サービスを考えた場合、やはり岩滝地域にもこういった窓口サービスは必要であるというふうに認識しております。組織の体系が変わっても、こういう業務というのは非常に大事なものであるというふうに私は認識しております。以上でございます。

議長（糸井満雄） 和田加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（和田 茂） 議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほど岩滝の地域振興課長が申し上げましたように、岩滝の地域振興課と加悦の地域振興課ではまた業務が違います。特殊な有線テレビは省かせていただきまして、現在地域振興課6名の職員がおります。業務としましては窓口業務、諸証明の発行でございますとか、会計の公金の収納、それから消防防災関係が主だろうというふうに思っております。

これは私の個人的な考え方でございますけれども、今の状態であるのであれば、この6名というのはこの地域振興課に必ず必要ではないかなというふうに考えております。といいますのが、消防にいたしましても防犯にいたしましてもそれぞれ支部組織がございまして、これらの対応に日々業務する機会が非常に多いということでございまして、それから窓口業務、会計業務につきましても平均的に日々見えるわけですが、いずれ地域振興課が縮小なり廃止をされるにいたしましても、どこかの課に庁舎が分庁舎としてある以上は、諸証明の発行業務ですとか公金の収納業務は必ずしていかなければならないのではないかなというふうに思っております。

課の統合については特に申し上げることはございませんけれども、業務としてはどこかの課がこういった業務を兼任してやっていく必要があるのではないかなというふうには現在感じており

ます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 長島野田川地域振興課長補佐

野田川地域振興課長補佐（長島栄作） それぞれ岩滝、加悦の地域振興課長の方からそれぞれの業務の方が報告をされまして、野田川の地域振興課での業務内容のご報告をさせていただきます。

野田川の方では会計、窓口、消防防災、交通、福祉、保険、住宅関係、また野田川駅の業務等がございます。通常の業務の中で非常にウエートを占めておりますのが福祉、保険関係の業務が野田川の地域振興課では業務内容のウエートが高いかなというふうに思っております。住民移動でありましたり保険の移動等で、住民票の発行や年金の手続等が非常に多く、現在年金の諸問題に関しましては日々相談等がございまして、それに要する時間は非常に多いかなというふうに思っております。

先ほども加悦の課長の方からございましたように、消防防災、交通につきましても担当者が出ますと長時間になりまして、現在8名、課長が病休でございますので7名で対応しておりますけれども、会計に1人張りついております関係でその1名はまた減るということで、ほかの業務なり緊急で集中的な雨等が野田川エリアここ最近多いですけれども、その緊急時等につきましても非常に課の中が大変であるというふうに考えております。

ほかの庁舎にはございません野田川駅の業務につきましても、担当が定期的に駅へ出向きまして駅の担当との調整等を行っておる業務も別としてはございます。人数的な面での的確な人数かどうかにつきましては、ちょっと私の方からは控えさせていただきます。以上でございます。

議長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 大変貴重なご意見ありがとうございました。

それでは次に、243ページの都市公園整備事業の阿蘇シーサイドパークの件でございますが、これも今回出ていましたが以前に井田議員からも質問があったと思うんですけども、やはりあそこを都市公園として住民の、また観光客の皆さんが和やかにあそこでいやしていただく場所として、非常に風光明媚ないわゆる白砂青松の天橋立をバックに、何ともいえない恐らくこの近畿圏内でも有数の公園になるであろうということは地形的にわかるわけでございますが、ただ単にそれが公園としてあるだけでは非常に私はもったいないと思います。

町長もよくご認識だと思いますが、昨今のグラウンドゴルフ人口の目覚ましい急激な増加ぶりには目に見張るものがございます。そういった各種大会、私も行ってまいりますが、やはり西日本大会、近畿大会、府下大会等々の大会には相当すごい人が出てこられます。そして日々のプレー人口もやはりこの辺では大野、東野等々が非常に丸山とかありますが多くの方々がプレーをして、いわゆる中には人生の老後を楽しまれる方、またまた3世代でお孫さん連れで楽しめる方、非常に絶好のこれからの心と体の増進には非常にもってこいのスポーツだというふうに思っています。なおかつ経費も少なくて済みます。

ただし、そういった場所が非常に少ないということでございますので、もしもあそこに、今からでも遅くはないのでグラウンドゴルフ場というふうなことによみがえれば、いわゆる岩滝のクアハウス等との相乗効果、また岩滝を中心とした旅館、ホテル、それから岩滝の方のふるしきとか襟とかそういったものにまで、グラウンドゴルフ場による影響は非常に底知れないほどあるというふうに私は感じています。



ぜひともただ単に公園で終わらせるだけではなく、費用もそんなにかからないんです。クラブハウスとトイレと駐車場は要りますが、あとはそんなにかかりません。だから都市公園を管理されるぐらいの年間の費用があれば十分グラウンドゴルフ場も管理できます。そういった意味で、ただ単に都市公園で終わらせるのではなしにやはり日本三景の、天橋立も今度世界遺産に立候補されましたがそのような場所で、白砂青松をバックにグラウンドゴルフなんて思っただけでもぞくぞくとするような、特にファンからすれば願ってもない好材料でございます。でき得るならば雨天のときもありますので、できれば屋根つきのコースが2面ほどあってもなおよかろうと思いますし、そのようなことで、簡単に認定コースをとれますのでぜひそういったことをご一考できないものかどうか。

きょうまで30億円近いお金を投資されまして、まだこれから数年間1億単位でされるというふうなことを聞きまして、ただ単に公園では忍びないと思いますので、この辺につきまして町長のご判断をもう一度仰ぎたいと思っております。よろしく願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今芝生のところで少しグラウンドゴルフもやっていただいているようでございますね。地元の方が使っていただいているようですし、あそこを見ていると結構グラウンドゴルフじゃなしに本式のゴルフクラブを持った方が、大阪あたりでも河川敷でよくやっておられるのかな、そこまでコースまでつくらずに素振りですとかいろんな使い方をあのところでされております。

私自身はちょっとまだ不勉強でわからないんですけれども、余り屋根のついたようなそういう建造物が云々なんていう話もあったようなこともお聞きしますし、それらにつきましても、きょうご提案いただいたことが果たして可能なかどうか、ちょっとその辺も研究やら検討がさせていただきたいなというふうに思います。場所としてはまだあいたところがあるのは事実でございますので、ひとつでき得るものかどうか考えさせていただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10番（赤松孝一） 屋根つきとまでは欲張りませんが、ぜひともたとえ2面でも3面でもお願いをしたいというふうに思っています。

それでは次にページ297番、地区公民館の整備事業の事業費が上がっています。これはずっとミスター公民館の今田議員が質問されていまして、あえて私がするのも何かと思いますが、あの質疑を聞いておりまして、また総務委員会でも十分その件は検討をしたことでございます。そういった意味で、例えば来年の4月1日からこれを実施しますよと、交付しますよと言われた場合に、なかなか一度に例えば町名義にしたいと思っても旧村の名義であったり個人名であったり支援法人であったり、なかなか来年の4月までに間に合わないと思っております。

そういった意味で、十分住民のコンセンサスを入れる時間が必要だと。だから、発表はきょう現在でも4月1日現在でも結構ですけども、それを実施する間の2年間なら2年間の据置期間を設けて、その間に各公民館が地区公民館が出そろおうような形をしないと、これを決めたんだからもう4月が来たら一切無理ですというのは、私はやはりこれは同じ町民にとっては少しまずいんじゃないかなと。

確かに維持管理費は大きいですからどこの区ものどから手が出るほど欲しいものです。しかし

なかなかそういった条件がそろわない。それは、きょうまでそれでよかったわけですから。ところが新しい町の方針によって4月1日からなるということになります。集会所は別ですけども地区公民館においては、やはり2年間は同じような制度で一応特例で救済しよう。しかし2年たってもできなければ、それからはこのとおりですよというふうないわゆる救済措置がなければ余りにも冷たいんではないかなと思います。この点、町長ご検討願えませんでしょうか、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 4月1日からというのは建設に関してでございます。公民館活動はもうきょうからでもあすからでもしていただいたらいいわけでございますので、それらについては当然一遍にできない、それは十分承知しておりますので、それらについては今までどおりやっていただく、あるいはそれ以上のことをしていただくような形にしてもらったら。ただ建設がしたいというときに一定の・・・

1 0 番（赤松孝一） ちょっと違うんですね。僕が言っておるのは日々の、毎月々の維持管理費が違うわけですね。例えば町有地であって・・・

議 長（糸井満雄） もう一遍。

1 0 番（赤松孝一） また時間がつぶれると困るんですね、僕。さっきも質問したのにまた再質問して時間がつぶれるんで。

議 長（糸井満雄） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午前11時44分）

議 長（糸井満雄） 会議を再開いたします。  
太田町長。

町 長（太田貴美） やっと中身のことがわかりましたけれども、その辺のことにつきましてはまた新たな問題も出てきますので、今どうするということはちょっと差し控えさせていただきたい。もう一度、今もう区の方にも提案してありますので一定のまた整理が必要になってくるかと思しますので、1つの案としてそれも含めて考えさせていただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

1 0 番（赤松孝一） ぜひとも善処していただきますように、町民に区民に選択の余地がございますようによろしくご配慮のほどお願いをいたします。

次に205ページの商工業の振興事業費の件でございます。

昨日も伊藤議員の方から商品券、これ以上のものがあるのかと。商品券じゃなかったかな、あれは。住宅改修やったかな、住宅改修が1番なんか。商品券も言うておらんかったかな、何か。

済みません。商品券が何か知りませんが、要するに循環型経済のことを言うてはりましたね。循環型経済を仮に論じる場合に、たしかきのう私が理解したのは商工会の商品券のことをおっしゃっていたように思うんですが、私の耳がそこにばかり集中しておったのかもしれないが、やはりそういった場合に商工会の商品券といったものも確かに一定の効果はあると思います。ないと思いません。

それともう一つ、今旧野田川ではおりっこカード会、旧加悦では夢カード会、岩滝はありませ

んがそういったカード会もあるわけですね。そういったカード会への負担も、当然カード会自身の負担もしながら町の助成もする。ちょうど来年の4月には商工会が一つになりますので、きょうまでは別々の事務局でありましたが事務局も一本化します。そういったカード会、地元小売業のカード会への支援策も一考ではないかと思えます。

それからもう1点、伊藤議員がおっしゃった住宅の改修の件ですが、これは、住宅の改修とか新築とかの場合に伊藤議員は補助を出すようなことをおっしゃっていたんですかね。私は補助ではなしに、町内の業者を使われた方には例えば請け負った業者が2%持つとか3%持つ、行政は反対に2%か3%持つ、都合5%持つと。そうすることによって、お客さんは与謝野町内で家を建てたら消費税分は免額されると、同じ建てるんならここへ建てようということ。

これはよその町でもしているケースですけれども、地元業者に対しての発注ですよと、あくまでも地元の業者ですよと。今たくさん業者が来ていますけれども、いわゆる地元の業者だけですよという限定の限定補助ですね、そういったことも1つの私は一考かというふうにきのう聞いていながら。現にこれはしている町がございます。そういった意味でもこれは建設だけではなしに土木においてもしかり、インテリアにおいてもしかり。この町で住んでいる人、これから住む人、そういう人たちが家屋の改修またはリフォーム、新築等々の工事に際しましての地元業者を使っただけであれば、こんなメリットがありますよというそういった制度。これは考え出したら幾らでもあると思うんです。そういった意味で、商工業の振興事業費に対しまして課長はどのようなお考えなのかと。

それからもう1点は、プラントがよくきょうまで野田川の場合でしたら商工業の問題といえばプラントでしたけれど、基本的に循環型経済をお望みならばプラントは必要ないということは明白でございますので、ひとつ商工業の振興事業に対しまして、私はいろんな角度からまず最初に一般質問でも申しましたようにスーパー職員をつくっていただきたいと思っておりますが、このようなカード会の件、それから新築、リフォームの件に対します助成につきまして、どのように課長の見解としてはお思いでありますかお尋ねいたします。

議長（糸井満雄） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

各市町、全国的に地域振興あるいはとりわけ産業振興、経済活性化につきましてはいろんなメニューを持っておられまして、現在ではインターネットで各市政の状況が目に見えてきますのでそういう部分を入手をしたりして、現在、総合計画部分でワーキングや部会の中で議論をさせていただいておる中で、きのうも申し上げましたけれど、循環型のこの経済についての模索ということについては非常に重要であるというふうに私も認識をしております。

ただ、きのうちょっと触れましたけれども前向きではありますが、都会とこの地方においては若干レベルが違うだろうというふうには認識をしております。都会のその制度をまともにこちらに持ってくるということについては、ちょっと要注意であるというふうに思っておりますが、今まで出ましたいろんな意見につきましては、その部会の中でも議論をされております。恐らく基本計画なり、さらには実施計画の中に盛り込まれるというふうに思いますし、そこを先んじて私どもの方がいかに制度化していくかということに尽きるんじゃないかなというふうに思っております。

限られた財源の中ではありますが、やはり地域活性化ということにつきましては産業振興というのは大きい部分があると思います。とりわけ循環型ということになりますと、やはり外資がもうけてもらっても意味がないということでございますので、施策の中には地域の業者が活性化するという部分を先頭に頭の中に入れながら、そういう施策をつくっていきたいというふうに思っております。

カード会につきましても積極的に取り組んでおられまして、もう既に合併協議の中では組織の中で充実・強化、あるいは組織の統一化も図られるということでございます。これは、もう既に合併前からそういう状態になるということは私ども認識をしております、できたら同じシステムで、今のシステムで合併時にうまくスタートできるようなシステム開発をしてほしいというふうには申し上げましたけど、今のところ、その辺が構築できておりませんが、自助努力も含めまして何とか前向きな部分に支援をしていきたいなという考え方は持っております。

最後に、循環型ということになりますと地元優先ではございますが、プラントの問題が出ましたけれども、やはりある意味いろんな企業もいろんな業種の中で外資が進出してきております。非常にその部分については大変苦慮もされておりますし、いろんなビジネスの部分で思考を凝らせて、我がビジネスの方に目を向けていただけるような手法もとっておられます。したがって、必要ないんではないかということではございますが、このあたりにつきましては自由競争の原理という部分もある意味ございますので、このプラント問題をどう考えていくかということにつきましては、土地利用だとかそういう部分の中でじっくり検討をする部分はございますけれども、循環型だからイコールプラントは必要ないということについては、若干私どもは即答ができない状況であるということでございます。

議 長（糸井満雄） 赤松議員。

10 番（赤松孝一） 最後になりましたから、長々とありがとうございました。

ぜひともいい町ができますようお願いをいたします。

それでは討論される方がございますので、ちょうどお昼までに討論ができると思いますので討論の時間を残しまして質問を終わります。

議 長（糸井満雄） それでは、約束をいたしましたご三人の質疑はこれで終了いたしました。

これで質疑を終了したいと思います。異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 異議なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

まず反対討論から発言を許しますが、反対討論はありませんね。

（「なし」の声あり）

では賛成討論の発言を許します。

家城議員。

6 番（家城 功） それでは賛成討論をさせていただきます。

平成19年第11回9月定例会第90号議案 平成18年度一般会計決算案に対し、与謝野クラブを代表し認定すべきであるとの立場より討論をいたします。

平成18年度は、国においては小泉内閣から安倍内閣へとバトンタッチされ改革が推進される中で、企業収益の回復が雇用や所得の改善にも普及した陰で、政府財政諮問会議においては基本方針2006が閣議決定され、地方財政にも国との歩調を合わせて歳出削減に取り組むこととされました。特に人件費の抑制、地方交付税についても地方に安心感を持たせるとしながらも厳しい抑制措置がとられ、しかも、今後5年間にプライマリーバランスを図るとされた結果、展望が持ち得ないほど地方に厳しい年とも言えるのではないかと思うところであります。

当町におきましても、地場産業の衰退は目を覆うばかりの惨状にあり厳しい財政状況の中、まず新町の一体感の醸成を図る施策を柱に、旧町から引き継いだ事業も積極的に推進しながら安心・安全のまちづくりに向けて努力が傾注された跡がよく感じられます。

平成18年度の一般会計は、経常収支比率93.9%とまだまだ改善すべき課題は多く山積みではあると実感しておりますが、総額107億2,912万1,000円の予算執行をされる中、実質収支は2億458万9,000円の黒字を維持した結果となっております。歳入におきましては、地方交付税が46億5,904万円と17年度旧3町ベースを維持できたことを初め、自主財源・依存財源の確保に最大の努力がされた跡を随所に見ることができます。歳出におきましても、太田町長のローカルマニフェストを取り入れた事業執行を初めとし、明石香河線道路整備、岩屋川線の整備、子どもたちの、また地域の安心・安全のための各小学校耐震補強事業などが、また福祉施策を初めとした児童・生徒の医療費助成、街路灯、防犯灯の新設や維持管理、公民館への助成など組み込まれ、合併初年度から積極的に町民の暮らしや健康を守るとともに、地域力再生に向けた施策が推進されたのではないかと実感でき高く評価できるところでございます。

最後になりましたが、3町が合併し1年半が経過いたしました。町民の皆様の戸惑いや不安はまだまだ多く、我々議員も常に民意に耳を傾け住みよいまちづくりに日々努力すべきであると考えております。行政におかれましても、職員の皆さんの個々の丁寧で敏速な対応がさらに求められていることを再認識していただきますとともに、今回議会において各議員より指摘されましたさまざまな項目を精査し、再検討また実施していただきますよう、むだのない取り組みをお願いいたしますと同時に、一日も早い総合計画の立ち上げを強くお願いし、深刻化する地方財政の改革と絡んだ中でハードとソフトが一体化したまちづくりを目指し、町民の皆さんが安全で安心して心豊かに生活できますよう一層の努力をいただきますことを期待し、賛成討論といたします。

議長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

野村議員。

1 番（野村生八） 私は日本共産党与謝野町議員団を代表し、2006年度与謝野町一般会計決算の認定に当たり賛成討論を行います。

昨年は自民党・公明党政権の構造改革により年金、医療、介護など社会保障の改悪が続き、格差と貧困が一層進みました。さらに定率減税の廃止など国民への税の負担が押しつけられ、町民の暮らしと中小業者の営業がかつてなく厳しい事態に追い込まれてきました。こうしたもて、地方自治体にとって住民生活と営業を守ることはますます重要な課題になっています。

合併した与謝野町の昨年度の決算は、5月に着任した太田町長にとって合併協議に基づく行政執行、そしてマニフェストの具体化、さらにはこういう町民の状況のもとでの・・・、いろんな取り組みの第1歩が始まったこういう決算であるというふうに思います。

政府の地方財政対策が構造改革の名の三位一体改革により、地方交付税や補助金の大幅削減と地方切り捨てのもとで、財政が厳しいから合併をとということで進められた。こうした中で、みずから合併を選択した与謝野町にとっても、やはり財政運営は大変厳しいそういう内容だというふうに思います。財政指標では財政力指数が31.6%、実質公債費比率が単年度で16.8%、経常収支比率が93.9%。無難な出発ができたとはいえ、非常にこういう厳しい内容です。

全国的に見ても、合併をした自治体の多くが実質公債費比率が18%を大きく超え、破産状態に近いということも多くあるこういう中で、この18年度の1年間の決算内容を見れば、まずまず与謝野町として今後町民の暮らしを守るその第1歩が歩めたというふうに思っています。

こうした厳しい中でも、阿蘇シーサイドパーク整備事業など将来に大きな財政負担になる事業を見直し、後年度の財政圧迫を起こしかねない合併特例債の発行は必要な事業に極力抑えて、発行限度額いっぱいまでは発行しない。また管理職が先頭に立った町税などの収納率の向上に努める。そして住民の念願である町道の岩屋川線や明石香河線など、大切な継続の生活道路にも優良債と言われる辺地債で対応するなど、きめ細かいところでの工夫もされながら取り組まれた決算内容だと思います。

主な事業施策では、災害に強いまちづくりの具体化として小学校の耐震事業の促進、不況対策としての1,500万円の借りかえ融資制度を初め商工業者への金融支援、各種利子補給や商品券事業補助金、雇用促進事業など地元業者を励ましてきました。また住民の大きな願いである地域バスの取り組みも進めてこられました。

太田町政は、住民の声を聞くという姿勢を貫き24の全自治会で町政懇談会を精力的に行い、子育て支援や福祉のまちづくりを基本に置き、旧町のいいところを引き継ぎ中学卒業までの医療費無料化を実施したことや、大きな住民負担増を押しつける障害者自立支援法のもとで、府下でもトップクラスの町独自助成を行い、障害者やその施設・団体から喜びの声が寄せられています。また、母子だけでなく父子も医療費助成を行うなど新町の独自支援策を進めてきました。全世帯を対象にした無料健診制度も確立をされました。

こうした一方で、与謝野町政には多くの課題も残されています。

1つ目は地域コミュニティー組織の構築です。地方分権や住民参加、自立を目指すこれからの新しい時代のまちづくりに欠かせない問題であると思っています。住み続けられるまちをつくるための基礎組織として、行政と地域住民が一体になって積み上げていかなければならない最も重要な課題だというふうに思います。緒についたところではございますが、またしばらくは模索が続くとは思いますが、集落ごとの地域協議会をつくり地域自由自治、住民との協働のまちづくりなど地域を活性化させることが強く求められているというふうに思います。

2つ目に、こういう厳しい財政のもとで長期的な視点に立ち、一層不要不急、むだな事業の見直しを徹底的に行い、合併特例債など起債の発行に依存することなく最大限抑えつつ、営業と暮らし、福祉、教育の充実を図っていくようさらに一層努力していただきたいというふうに思います。

3つ目には、貧困と格差が広がっているもとで保育料や就学援助制度、多重債務者対策、暮らしの資金など低所得者への対策の抜本的な見直しが強くと求められているのではないのでしょうか。

4つ目には、町独自の融資制度の年度末に廃止がされた問題です。地域経済対策、農業も含む

地元業者への支援対策、これにかわるものとしてぜひ今後一層進めるとともに、よそでも融資制度は取り組まれているわけですから、新しい与謝野町に必要な融資制度についてもご検討がいただきたいというふうに思います。各関係団体との連携・協議を含め、雇用創出や地域循環型持続可能なまちづくり。まちづくりの主役は地元業者の視点を持って抜本的に強化をしていただく必要があると思っています。

5つ目に、町政の執行部隊である職員の集団をまちづくりのパートナーとしてしっかりと位置づけて、一層信頼関係を築いていただいてサービスの充実に一層取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後6つ目には、昨年度決算では黒字決算にはなりましたが、しかし今回新しく福田総理が誕生して、この地域の格差是正というこういうことも取り上げられていますが、一方では構造改革、これを引き続き進めるといっても言われています。そうなりますと本当に地域の格差が是正するのか、それとも引き続き地方交付税や財政健全化法などによって自治体へのしわ寄せが強まるのか、現在では大きな不明な要因だというふうに思います。どういう状態になっても、引き続き太田町政が管理職の皆さんと一緒に町民と町の財政を守る立場に立って奮闘するとともに、国や府に対して、こういうすばらしい与謝野町を発展させるために言うべきことははっきりと主張していくことも極めて重要ではないかなというふうに思っています。

最後になりましたが、与謝野町を取り巻く情勢も政府の道州制導入や新たな合併の動きなど決して容易ではなく、またその課題も本当に山積をしています。また住民の中にまだまだ合併への期待と同時に根強い不安もあり、これにこたえていくためにも、町民の苦しみや痛みを共有して住民の声をしっかりと聞くという今の立場を一層貫いていただくとともに、町民の潜在的な力、行政参加のエネルギーを信頼し、町の理事者の皆さんが全職員の英知を集め、その先頭に立って国のあつれきから住民を守る防波堤としての自治体の役割をさらに発揮していただくよう祈念を申し上げますとともに期待を申し上げて、日本共産党議員団を代表しての賛成討論といたします。

議 長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第90号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第90号 平成18年度与謝野町一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

それでは昼食休憩に入りたいと思います。

大変昼が少し過ぎましたけれども、皆様のご協力に感謝します。

再開は1時30分から再開いたしますのでご参集ください。

それでは昼食休憩します。

（休憩 午後0時10分）

（再開 午後1時30分）

議長（糸井満雄） 次に、日程第2 議案第91号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の方法はご承知のとおり、各会計ごとに1回の質疑が10分以内で2回まで質疑ができます。

なお、質疑に当たっての区分は設けませんので、歳入歳出全般で行ってください。

それでは質疑はありませんか。

井田議員。

9番（井田義之） 水道課長に簡単に質問いたしますので、お願いいたします。

まず1つは、附属資料の方で38ページに上下水道審議会委員というのがありますけれども、これは何人までの程度の会議がされておるのか、内容はということなのかをお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 上下水道審議会委員の報酬ということで、委員には15名お世話になっております。昨年は1回審議会をさせていただいておりますので、そのときに上下水なので上水、簡水、下水道の事業報告等を行いまして、そこで今後の水道料金を上げるとか上下水道の問題があれば、そこで審議していただくということを説明いたしまして、正副会長を決めたということになります。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） すみません。

15人はここに出ておるんで、選出方法を聞きたかったんです。済みません。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 選出方法につきましては、こちらから当たる人やそれから区長さんをお願いをして決めていただきました。

以上です。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9番（井田義之） 区長は24人おいでなんですけれども、どういう格好でということがちょっと知りたかった、それは後でまた一緒に答弁をお願いいたします。

次に、参考資料の73ページに比較表が出ております。

これは数字の簡単なミスだと思うんですけれども、17年度の野田川町の給水人口が1万8,943人ということになっています。これはプリントミスだろうというふうに思うんですけれども。それから徴収率、現年度分については99.6%でこれはとめるということもありますので恐らく100%に近い分が行けるのではないかなと思うんですけれども、この99.6%の残り131万6,340円の中で、本年度に入って大体どれぐらいの現時点で収納ができておるのか、わからなければまた後ほど結構ですのでとりあえず答弁をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 現年度分の収入未済額の131万6,340円のうち今現在ということなんです、ちょっと僕その資料を持ってきておりませんし、一応未納の方、滞納者につきましては誓約書を取りまして順次計画的にお支払いをしていただいておりますので、計画的なんで年度末で



どのぐらいだというのは、ここで言いますと来年の3月にはこの額はお世話になるということになっております。

地区別で岩滝地域、野田川地域、その中で議員さんが入っていただいておりますので、4名ずつということです。学識経験者と使用者代表ということで女性の方も入っていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 議員さんにもお世話になっておるようでございますし、岩滝町との水道料金の調整を早くお願いしたいなというふうに思います。

同じく参考資料の74ページに有収率が出ておりますけれども、明石水道が前年比11.9ポイント下がっているわけですね。これについて、これの原因。それから今年度については、この件についてはもう原因が究明されて、19年度ではこういう数字は出てこないものに戻るといような対策がとれておるのかどうかお願いいたします。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 明石水道の有収水量ががたっと落ちているということで、これにつきましては昨年から18年度ですけれど温江の簡易水道に応援給水をずっと行ってございまして、それから算所も一、二回応援給水ということを行っております。

各浄水場ごとに、エリアごとに流量計があればそれで足りるんですが、まだそこまで整備されておりませんのでこういう数字になってきたということです。

今後は、各浄水のエリアごとに流量計なども設けて維持管理をしていきたいなと思っております。そうしなくては、有収水量の出し方がこういう上がったたり下がったりでまともな数字が見込めませんので、まずは先ほども言いましたように流量計などの計器類を設けて管理をしていきたいなと思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと簡単に済まそうと思ったけれど済ませられないようになってきましたので、三河内水道は逆に10.2ポイント上がっているわけですね。これはではどういう意味ですか。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） これにつきましては、三河内水道につきましては漏水箇所も少なくなりましたので、漏水箇所が私が記憶しておるところの三、四カ所漏水箇所がありましてそれが完璧に直りましたし、多分今年度もそういう形になると思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 簡水を接続することそのものは、正確に言えば違反だろうというふうに思うんですけれども、その簡水から簡水に送るときに必ず流量計をつけておかなければ、それぞれのこの有収率というのは全然意味がないわけですね。

先ほど言われた今後はということでしたけれども、そしたら先ほど言われた加悦の分、多分旧野田川の分については、それぞれの要所要所にメーターがついておるのではないかなというふうに思うんですけれども、それが間違っていないかどうかということと、加悦のそれぞれの簡水から簡易水道への移動についてのメーターは、今後ということでしたけれどもいつごろの計画なのか、いつになったらそれが全部つくのかをお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 最初に、野田川地域の各浄水場エリア内につきましては流量計がついておりますので、どのくらい送った、もらったというのがわかります。加悦につきましては、加悦地域まだありません。昨年算所と三河内の応援給水の連絡管ということでさせていただきまして、流量計もつきましたので、算所と三河内につきましてはありますので、それでそれをつけてから1回応援給水をしていますのでその量も把握ができました。

今後は加悦地域のエリアごとに計画的に流量計を設置するわけですが、これもいつ全部が完成するというのはちょっとお答えできませんが、計画的に行っていきたいと思っておりますし、上水と簡易水道の統合28年ですかまでには全部、すべてを行いたいとは思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 結局、有収率を上げるために漏水箇所を調べなければならない。その効果が出て三河内の場合には10.2ポイント上がったと。ところが町全体で言うと87.6%。ということは、水をつくっておるのが211万立米つくっておるんです。1割だと21万立米。21万立米は漏水しておると。簡易水道が何個分ですか。流量計をしっかりとつけて、そんな28年度の全体が上水になるまでにはなんて言うておらんと、早いことつけて、どこの簡水が漏水が多いのか漏水をチェックをしてやらなければ経費のむだ遣い、垂れ流し。

それをやっぱりしっかりとやっていただかないと、いつまでたっても有収率が上がらない。有収率が上がらないということは、先ほど言いましたようにむだ金を垂れ流しておるんだと。せっかく上水にした水を、金を掛けて水道課の方々が四苦八苦してつくられた水がどこに行ったかわからない。それが今与謝野町になって18年度でも、これに12%ほど掛けたら何ぼになるんですか、25万トン近くが消えておるわけです。

これはもう早いこと流量計をつけて、それぞれの簡水の有収率の悪いところをチェックを入れ、悪いところをご苦労さんだけれども夜中やないとなかなかわからないということでしたけれどもそこをチェックを入れて、三河内のように上げるという方策を至急にとるべきではないかというふうに思いますけれども、課長の考え方を再度伺います。

議 長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 昨年合併しまして昨年から17年度、18年度でも1.5ポイント上がっていますし、おっしゃることはわかりますが、努力は順次していきたいと思っています。それからご存じのように、簡易水道で例えば峠簡水ってあるんですけど、管路延長が長いということでどうしても発見がおくれたりします。それで、そこが漏水すれば分母が小さいし、そこでなってきたら有収率は極端にそこで下がってきたりしますので、そこら辺も十分気をつけながらやっていかなければなりませんし、19年度は19年度で前年度の有収水量を上回るように努力はしておりますので、来年の9月定例会ではもうちょっと有収率が上がった、伸びたというような結果が出ると思しますので推移を見守ってほしいと思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この有収率のアップというのは恐らく永遠の課題だろうなと。地下に配管をして。これが100%になるなんていうことは恐らく永遠の課題であるというふうに、私自身は十分理解しております。

ただ、今の課長の答弁ではここに上がってきておる、先ほども言うた74ページにちゃんとどこそこの加悦水道は何%、与謝水道は何%、奥滝水道は何%になっておるわけですね。この数字が全然事実とは違うということやね。

だからそれをやっぱりしっかりと出していただかないと、また水道課としてもその数字をしっかりと把握しなければ対策のとりようがないのと違いますかと。我々も指摘のしようがないのと違いますかということをお願いしておるわけです。

だから、言うておってもなかなかあれですのでこの辺でやめますけれども、そういうことをしっかりと考えながら現実をつかまえて、現実に対してどう対応するかということを考えていただきたいということをお願いをしておきます。

それから、先ほど言いました73ページの野田川の数字の違い、これは皆さんに申し上げて訂正をしておいていただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 73ページの2番の決算規模内訳というのがありまして、その給水人口の17年度に野田川町、加悦町、与謝野町というように挙げておりまして、野田川町の人口が1万8,943人になっておりますが、次のページで合計していただいたらわかるんですが私の転記ミスによりまして間違いですので、野田川町の人口は1万1,214人に訂正をお願いしたいと思います。したがって、計が2万6,805となっておりますが1万9,076人になります。その下の比較につきましても三角で7,862となっておりますが、次のページも見ただいたらわかりますが、比較としましては三角の133人でありますので訂正をお願いします。すみませんでした。

9 番（井田義之） 終わります。

議長（糸井満雄） 他に。伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは3点について質問させていただきたいと思っています。

1つは、前回も去年でしたかちょっとお尋ねしていたんですが財政の問題で、いわゆる町債が今回の場合ですと5億8,620万円に対して、公債費いわゆる返済額が1億9,650万円ということです。今年度いわゆる07年度の当初予算で見ますと町債が約4億円。これに対して返済が1億1,660万円というふうになっています。今年度予算の当初予算ですが、起債残は45億5,000万円弱になります。

かなり詳細に事業計画といいますが改修計画をかなり立てられているようです。特に加悦の施設が非常に古いということもありましてお世話になっているわけですが、大きな流れではどういう見通しになるのかというあたり、大きな流れで言えば財政見通し含めてどういう財政、借金が一番心配なわけですから、その見通しがわかればお願いしたいと思っています。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 今借金が45億円ということで、その内訳としましたら旧野田川町、加悦町とそういう比較はあれなんです、大体旧野田川町で30億円で15億円が旧加悦町というかげんになっておりまして、今後計画的に旧加悦町の施設を改修していきますので、旧野田川町の30億円に近づくような形になるかもわかりません。

返済もありますし旧野田川町分は減り、旧加悦町がふえてくるような形になりますので、今

45億円ですが今後もう少しその起債の額がふえてくるという計画になります。

繰り入れにつきまして、繰り入れを繰入基準の額で計算上繰り入れていただければ起債が少なくて済みますので、その分は後年に残さずに計画ができるかも知れませんが、それは財政とも相談をして繰り入れていただく額が決まりますので、簡水で言えばそうですし、町全体で考えればすべてを簡易水道に繰り入れることは難しいと思いますので、そこら辺は企画財政課長にお願いしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の話でもう少しちょっと見通しの問題でね、いわゆる起債残の上限が何年ごろに幾らぐらいになるのかという額がわかれば、顔を見ておたらわからないようだから、後でまた教えてください。やっぱりそこが非常に大事だと思っておるんですね。この間論議をやっておるように、一般会計もそうですが特別会計でも大きな足を引っ張ることになると。

例えば今度の決算で見ますと、また後ほど述べますが五、六千万円が一般会計から入れているわけですね。これはこれでまたお伺いしますけれども、そういう点ではその見通しですね。今言ったように起債残の見通しがどういうふうになるのか。これが圧迫するようなことにならないのかという点です。もしあったら、ない、ないですね。それは後で頼みます。

2つ目の質問です。

先ほど今一般会計からの繰入金の問題がありましたが、昨年度の場合5,656万円ということです。この内訳についてお伺いしたいんですが、当初から言いますと例えば簡易水道事業の改修事業債といいますか、これに対するいわゆる交付税措置分が算入されているという部分がこの5,600万円に相当するんじゃないかというふうに思っているんですが、当然いろいろあるんだと思うんですけども、この点は吉田課長どういう理解をしたらよろしいか。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

簡易水道事業債、通常債で元利償還金の25%の交付税算入でございます。それから辺地債でいきますと80%の交付税算入でございます。それらはすべて一般会計から繰り出しをさせていただいております。ちょっとその内訳を持ってきておりませんが、元利償還金の交付税算入分プラスいわゆる密度補正分ですね、交付税で触れます密度補正分の幾ばくかのお金を入れさせていただいております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 幾ばくかというのは、なかなか微妙なところですね。なかなか政治的答弁をされる。

私ちょっと気になっているのは、これはすぐでなくていいですが、幾ばくかでなくて正確に言えば、確かに町長の立場からすると一般会計の分をどんどん取られるのはたまらんとというのが本音だと思うんですが、しかし簡易水道事業をやっておる際に算定される、いわゆる基準財政需要額から想定される幾らというのがあると思うんですね。その額がどのくらいになるのかというのは、ぜひ教えていただきたいなと思っています。今はわからなかったら結構ですが。

最後に3つ目の質問。

今回、監査報告の中でも出ておりましたが、徴収を頑張ろうということで収納率を上げようと

ということで、給水停止の措置の導入ということでそれなりの成果を上げているようです。

ここで私がお尋ねしたいのは、滞納の場合の利用世帯への対応ですね、そのマニュアルといえますか手順はどういう手順を踏まれるかお伺いしたいと思っています。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 水道使用料の給水停止に係るものですが、手順と申しましては滞納、過年度の分の滞った分がある人につきましては、誓約書をお世話になっています。その月の当月分の水道料とそれプラス幾らかを納めてくださいという誓約書でいただきまして、それによりましてお世話になっております。

それからもう1点は、滞納がなくて現年に発生する分がありまして、それにつきましてはまず納期がありますので、例えば9月末が納期であれば10月の中旬ごろに未納がある方を調べます。調べましたら督促状を送らせていただいております。また、なおかつまだ納めていただけない方につきましては、次の月に催告書を送らせていただきます。その催告書もお世話にならない方につきましては、その次の月に給水停止予告という通知を出しまして、いついつからいついつに給水停止をしますののでそれまでに納めてくださいと。それで納められない方につきましては、電話連絡でいいのでいついつまでに納めますという連絡が入りましたら、そのときは給水停止をせずに決められた期日までに納めていただいたらそれで終わりますし、なおかつ納めていただければ給水停止を行うということになりまして、大体3カ月は猶予を見ておりますのでそれから後は停止ということになります。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 大事なことで非常に慎重な態度がいると思っておりますが、現時点で今までに対応した件数やそれに類するような対応ですね、これは何件くらいあったかというのは大体で結構ですが。

議長（糸井満雄） 芋田水道課長。

水道課長（芋田政志） 相談に応じたのは100件以上あると思いますが、誓約書等を取りまして納めていただいております方については多分七、八十件だと思うんですがそれぐらいです。

旧加悦、旧岩滝につきましては、平成18年合併してすぐにそういうものを行いましたので、その後すべて完了した方につきましてはちょっと今正確な数字は覚えておりませんが、約半分の方が既に完了しておりますので、今現在ですと60件ぐらいだと、ちょっとわかりませんが多分60件ぐらいではないかなと思っております。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 先ほど言いましたように悪質なそれこそ滞納者は別にして、暮らしにかかわる重大な問題ですので実情もよく聞いて丁寧な、本当に丁寧な対応をしてほしいということを申し添えて質問を終わります。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 伊藤議員さんのご質問でございました、いわゆる一般会計からの繰り入れでございませぬけれども、平成18年度の決算でいきますと一般会計からの繰り出し基準額というのが9,660万円になります。現実のところは繰入金としては5,656万円しかしていないということでございます。

ちょっと交付税算入額につきましては、たしか7,000万円から8,000万円の間だったというふうに記憶しておるんですけども、ちょっと今定かでないでございましてまたお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

えらいしておらんじゃないかというご指摘があるわけですけども、基本的にはやはり一般会計いろんな事情があってそれだけの繰り出しができないというのが実情でございます。三位一体の改革以来、いわゆる交付税等の圧縮がございまして。そんな中で、確かに簡易水道の密度補正ということでお金が算入されてくるわけでございますけれども、しかしその額を優先させるならばほかの額がすごく圧縮されるわけでございます。この急激な圧縮に地方の行革はついていけないというのが実態でございまして、この交付税算入額を基本に、どうしてもそれだけだと言われてもこれは今のところはできないとしか言いようがないということでございまして、ご理解をいただきますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今回はしつこく迫らないというふうにします。

ぜひそこはよくよく応分の取り組みもされておることですから、またそれは今後の課題として検討していただきたいと思います。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

小林議員。

反対ですか。賛成ですか。

賛成討論をしてください。

5 番（小林庸夫） それでは、平成18年度与謝野町の簡易水道特別会計決算につきまして、与謝野クラブを代表いたしまして賛成の立場から討論をいたします。

本特別会計の決算案は歳入歳出差し引き2,501万円の黒字決算となっております。このような経営の背景には、水道使用料3億2,813万円もの町民の方々の納付への協力と、歳出面でも計画的な水道施設改良事業の執行に負うところが大きいと思われま。

住民の暮らしに欠くことのできない良質な水が安全に安定的に、かつ低廉な価格で給水されることは一番大事なことであります。18年度の施設改良工事は与謝簡易水道統合事業、滝水源浄水設備新設工事や加悦簡易水道改良事業でも18年から19年度の継続事業として算所浄水場内の設備リニューアル工事が実施されております。また、市場簡易水道改良工事では新たな施設として平地峠に1,500立方メートルもの配水池の新設で、周辺地区にも応援給水可能とのことであり、これらほかの施設の工事関連も含めまして総額6億9,919万円を投じての整備が進められております。

長期的な整備計画によりますれば、当町の簡易水道は10年後には上水道に統合せねばならないことと聞き及んでおります。また向こう5年間の水道財政計画によれば、公債費、返済金が平

成18年よりも19年、19年よりも20年、20年よりも21年と、毎年約8%ずつアップの返済金が23年まで計画されております。

町の人口もふえない中でこういったシミュレーションに対応していくためには、水道料の滞納金徴収も非常に大切な財源でありますだけに、これら回収には引き続き説明と理解を求める格段の努力をお願いするものであり、町においても繰入基準に基づきました繰り入れによって、より運営の健全化を図る必要があるかと考えます。

以上、まことに簡単ではありますが、平成18年度の与謝野町簡易水道特別会計決算を評価すべき内容と判断し、賛成討論といたします。

議 長(糸井満雄) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第91号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第91号 平成18年度与謝野町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第3 議案第92号 平成18年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

森本議員。

14番(森本敏軌) それでは、宅地造成事業特別会計について何点かお尋ねをいたしたいというふうに思います。日吉ヶ丘団地の件についてお尋ねいたしたいというふうに思います。

決算書を見ても18年度で1区画が出たということでありまして、あと繰り上げ流用がされたという状況でありますけれども、この日吉ヶ丘団地につきましては合併前、旧加悦町時代に今の桑飼小学校の西側、バイパスの東側になるわけですが、何人かの地主さんがいまして畑としてあったわけですが、雑草がすごく生い茂っておって明石の区長さんを初め何とかしないといかんということで、宅地に造成をされました。今は18区画の区画があるわけですが、当時あそこにも遺跡があるということで、何年か前ですか日本最古の遺跡だというふうな状況で新聞にも第1面に花火のようにどかんとこう上がったんですが、その後も花火のように消えてしましまして、今はその日吉ヶ丘遺跡としても状況はどうなっているのかわかりませんが、

そういったことで、この18区画より何区画かもっと10区画ほど多かったのではないかと認識をいたしております。ところが、なかなか年数がたちましても売れないということで5区画しか売れていないという状況なんです。この状況を、ご存じのように高速インターネット接続可能というふうな売り出しの看板が立っているわけですが、この辺の現状についてどういうふうにか課長はとらえられているかお尋ねします。

議 長(糸井満雄) 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいというふうに思います。

日吉ヶ丘につきましては、先ほど森本議員もご指摘のとおり遺跡の横ということもありましたりということで、丘陵地ということもありまして、18区画を整備しながらきょう現在では5区画、もう5棟が建っておるということで、5棟しか、5棟もという、5棟からこれからどんどん伸びていくんだろうというふうに期待はしておるんですがそういう状態です。

しかも常時高速インターネット接続が、高速がもう既に看板から消えておりまして、今の速度だったら普通だというふうにクレームがついたものですから、高速を消しまして看板を書きかえてまたもう少しPRもしたいというふうに思っております。

状況を見ますと、いろんな状況が複雑に絡んでということになるんでしょうが、今現在を見ますと1区画の平均面積が約88、残っているのが88坪で、この間建て売りといいますかハウスメーカーの方にも参考意見や何かをお聞かせをいただいたんですが、30歳代の若い夫婦が家1軒持つときに、土地と建物で大体2,500万円から3,000万円が限度だろうという中にあって、この区画につきますと大体700万円から800万円ということでちょっと金額が高過ぎると。金額が高過ぎるとするのは坪数が1区分が大き過ぎるのではないかというご意見をいただいて、ほかのいろんな分譲宅地を見てみますと、大体50、60あたりが若い人が住まれるような分譲宅地になっておるだろうと。ただ建設当時には、一定程度田舎ですから面積がないと分譲宅地、今は家族で1人に1台車を持たれる、あるいは家庭菜園でもされるということがありますので、一定程度の面積が必要だろうということの計算でやったようなんですが、今となりますとちょっと区画が広い、価格は高い区画は広いということのようです。

今現在、建設課で議論をしておるのは、しかも丘陵地でのり面が多いということがありまして、有効面積が小さい割に単価が高くなっている。造成するときには余計に経費をかけて単価が高くなる状況になりますので、難しいなという話があるんですが、その88坪、90坪ぐらいの面積を半分に割って区画がえをしながら有効面積を出して、そして区画を割るような形で販売価格を下げる。単価は同じような単価になると思うんですが、価格を下げる検討をしようということに入っております。

ただ、それこそ丘ですので道路との取り合いがありますので、簡単に1区画を2区画に割って半分にして売るということがなかなか形状から言うと難しい区画もあるんですが、そういう区画も用意しようというふうな計画を立てております。

それからもう1点については、当初に一定程度のPRをしたんでしょうけれども、再度福知山あるいは舞鶴、あるいは福知山に通われておるような京丹後市民向けに、もう一度チラシ等でPRをしていきたいというふうな考え方でありまして、何とかここ数年のうちに売っていききたいというような協議は、課内では一生懸命取り組んでおるといところであります。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） 今区画がちょっと広くて、若い人たちがそういったところへ住みたいという中では金額も今の坪数では二、三千万かかるということで高いという説明があったんですが、それだけのことで売りにくいというふうな状況なんでしょうか。

例えば地域的なことや、それから遺跡というふうなことやそういった。それから今おっしゃいましたようにのり面が非常に大きいということもありますし、現状に今見ていましたら、非常に



草もざっと生えてあの格好ではなかなか見られてもそこへ家を建てようかなというふうな、今の状況でありますとしないではないかなと。

ですから、やっぱりもう少しきれいな整備をしてイメージをアップしないとできないと思うんですが、その区画だけのことで若い人たちがここに建てたいというふうな気持ちが沸かないのか、そこら辺課長もう一度。

議 長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） それは当然、個人によっていろんな要因で断念される方がいるんですが、たまたまこの間宮津に住まわれておる30代のご夫婦が、あの分譲地がいいということで求めたいんだけどということでハウスメーカーさんからの問い合わせだったんですが、もう少し土地の単価が安くないかと。計算上でいくと少し700万円、800万円は高いと。そういう面では五、六十坪に減っても構わへんけどという相談があったんで、その方とお話させてということで宮津まで行ってきたんです。

その方いわく、学校は近いし保育園は近いしショッピングセンターは近いし、最高のところだと。あと宮津市民と特定はできないんですが、若い人たちにとっては災害に遭うか遭わないかが物すごく大きな条件なんですって。山すそを切り開いたようなところはちょっと怖いとかいうことがありましてね。あそこの土地はそのものの土地だろうし、いいんだけども80坪、90坪もとなると我々にはちょっと大き過ぎるというようなご意見があったんですよ。

もちろんほかでは墓の横だから嫌だとか、それから風が強いからちょっとしんどいということもあるんでしょうけれども、我々来ていただいて30代夫婦、例えば40代の若い方にしますと、やっぱり価格が大きな要因だろうというふうに思いますので、その辺の解消が何とかできないかなという思いはあるということです。

議 長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） 課長もご承知と思うんですが、住宅を持ちたい住宅希望者といいますが、石川の方でも賃貸住宅が大変活発にできておりまして、需要は大変あると思うんです。ですから、あそこは分譲宅地として処理せないかんのかというふうに思うんですが、例えば賃貸住宅、若向けのそういった住宅であればすぐ入居できるんだろうというふうに思うんです。

ですから今後いろんなPRもしていただいたり、もう大分経過がたってますので、そうした住みたい方が与謝野町に来ていただければ人口もふえることでありますので、今後十分そういった販売について検討していただいて、できるだけ早くあそこが埋まるような状況になってもらうように努力いただきたいということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第92号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第92号 平成18年度与謝野町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第4 議案第93号 平成18年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

廣野議員。

4 番(廣野安樹) それでは質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初は小西課長の方にお尋ねをいたします。

ただいま下水接続可能な戸数は旧3町区でそれぞれどのような状況になっておるのか教えていただきたいと思ひますし、それと3年以上経過したまだ接続していない戸数、3地区でどのような状況になっておるのか教えていただきたいと思ひます。

議長(糸井満雄) 小西下水道課長。

下水道課長(小西忠一) 廣野議員さんのご質問にお答えいたします。

まず接続可能な人口でちょっとお答えさせていただきたいというふうに思ひます。

接続可能な人口であります、一応1万9,769人でございます。

それからご質問の3年経過の部分でございますが、一応地区別で申し上げますと3年経過の加悦地域でございますが、3年経過の対象人数が4,178人でございます。その水洗化された人数が2,650人ということで、率にしまして63.5%、残りが1,526ということで36.5%でございます。それから岩滝地域でございますが5,532人の対象に対しまして水洗化が4,189人75.7%、未接続が1,343人24.3%。それから野田川地域が7,059人に対し水洗化が3,916人55.4%、未接続が3,143人で44.5%。全体といたしましては1万6,769人に対し1万757人64.1%、未接続が6,012人35.9%でございます。

議長(糸井満雄) 廣野議員。

4 番(廣野安樹) 私は産建の委員長として、やはり下水の持ち出しの当初の金額が50億円、現在の残が40億円と本当にたくさんの金額を投資してこの事業をやっておるわけございまして、今お聞かせいただいておりますと、岩滝地区におきましてはまずまず接続をいただいておりますという状況でございますし、一番低いのは野田川地区53.8%というようなことで、まだまだご努力がいただきたいというように思ひわけでございますが。

これにつきまして、与謝野町の公共下水道条例をこれはこの議会で決めております。平成18年3月1日に決めておるわけございまして、公共下水道条例第2章で排水設備の設置等ということで、排水設備の設置義務ということがあるわけございまして、排水設備の設置義務者は公共下水道の供用が開始されたときは遅滞なく排水設備を設置しなければならないということになっております。ただし、水洗便所への改造義務については法第11条3項に定めるところに

よるということで。

この下水道法はまた教えていただきたいんですが、このことからいきますと3年たっているわけですね。3年たつのに、この設置義務者は接続されたら直ちに下水の接続をしなくては行けないというように、町条例で決めておるわけございまして、もちろん町長以下この中にはそのような方はおられないというように私は思うわけございまして、やはり議員そして職員はこの条例を決めた者でございますので、当然こうした条例はお守りになっておるなということをおもうわけございまして、今の状況からいきますと、なかなかこの中にまだまだ接続をいただいていない方も中にはあるのではないかとこのように思うわけございまして。

それぞれこの下水道法につきましては私も調べてきましたので、下水道法につきましては、便所は設置をされてから3年以内に改造しなければならないというのが第11条3項でございます。それで水洗便所につきましては、3年を経過するまでにはしなさいよということがうたわれておりますので、こうした中で、先ほども言われましたようにまだまだ接続が少ないという状況の中で、昨年度の使用料やっとならプラスに転じた。空水料を払わずに済んでおるという状況をこの前委員会で聞かせていただきました。プラスにして2万9,000円ばかりしかプラスになっておりません。

そうしたことで、やはりこうした大金を費やしてやっている下水道の事業につきまして、町理事者である町長、また副町長につきましてはどのようにお考えになっておるのかお聞かせいただきたいと思っております。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） おっしゃるとおり、そうした方向に接続していくという義務があるわけございまして、それらに向けて努力していくということになるかと思っております。

ただ、いろいろと事情があって土地の絡んだ問題でございますので、所有者が違ったりあるいはいろんな形の中でいろんなご事情があるという、金額的なものだけではなしにそういうこともあろうかというふうに思いますが、できるだけ問題を解決した上で接続していくということを奨励してまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） お答えをしたいと思います。

3年経過をしておる中には職員もあるのではないかとこのお話だと思っておりますが、先ほどの町長の答弁同様に職員の中にはそういった法律、あるいは条例の規制があること、さらには費用対効果の関係から言いますと、それはもう幹線ができて接続ができる状況にあれば、一刻も早く接続をするのが費用対効果の関係から言っても法律の趣旨から言っても当然だと思っております。

ただ、古い家を近に改修するとかいう計画のあるものもあるように聞いておりますし、いろんな事情が中にはあるんだと思っておりますけれども、この機会に改めて職員にそういった認識を持たす意味で注意喚起をしてみたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 財政的に言いましても、この40億円まだ残っておる借入れの中には高い金利分、6.6%または6.2%、6.05%こんな高い金利を借りて投資をしておるわけございまして、やはりそうしたことを理解していただいて町民の先頭に立って、やはり我々議員である、

また町の職員はこうした状況を踏まえながら、財政が厳しい中で結局やはり使用料をプラスに持っていくというようなことを頑張っていたきたいと思います。

先ほど町長、副町長が言われましたように、それぞれ事情はあると思いますが、新築を考慮おられるとか時期的にやっぱり家相的に悪いとかというようなこともいろいろと聞きます。そんないろいろな事情があるとは思いますが、やはり下水道を担当しておられる課長以下、この3年もたった今現在、未接続の家庭に1度足を運んでいただいて事情等をやはり確認をしていただいて、町の職員さんはもちろんのこと、やはり1人でも多くの方に接続をしていただくという努力をお願いしたいわけですが、そうした取り組みについてどのようにお考えになっておられるのか、担当課長にお尋ねをいたしたいと思います。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） ただいまのご指摘のとおりだというふうに思っておりますし、下水道課といたしましても、まず実態把握という形で住民さんの意見も、それから意向等をお聞きして実態把握に努めてまいりまして、さらなる水洗化の方向に向けまして努力をしたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） お願いをしておきたいと思います。

やはり、下水を接続していただくことによって阿蘇海の浄化、環境の整備はできると思います。私は東京の方でお聞きしていると、隅田川もいわゆるそういった環境に優しい方向に向かったために、随分魚やいろんな生物が、今までこの隅田川にもおらなかった生物が、また魚が上がってきたというようなこともお聞きいたしております。

やはり阿蘇海、今非常に汚れております。上の方、加悦地域、また結局野田川地域からできるだけ下水を接続していただくことによって、環境の整備が整ってくるだろうと。一番最後の与謝野町の、海に面しておる我々岩滝地区に住んでいる者にしましたら、昔は貝もいたし本当に阿蘇海は魚の宝庫だったということをおっしゃっておりますので、一日も早くやはり我々の子孫にそうした環境になるように取り組んでいくのが、今生かされておる我々の務めであろうというように思っておりますので、この点につきましては十分ご理解をいただいて、町職員みずから接続に向かって頑張っていたきたいと思いますということをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 2件ほど質問をしたいと思っております。

1つは下水道の関係の融資あっせんですね。これが実際には通らないという人がありまして、絶対下水道はせんとこういふ話になっておるわけですが、町が債務保証をされておるうちに私は聞いておるんですが、このあたりのところは現実はどうなっておるんでしょうか。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） お答えをいたします。

下水道の水洗化の改造の融資でございますが、町の方は預託金を義務化にしておりまして債務保証も行っております。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 金融機関もそれぞれの人の事情によりまして、なかなか窓口を訪ねてもオーケーと言わない、言えない場合があるんだと思うんですが、これは商工の金とは違いまして町が債務保証をしているということもありまして、ぜひひとつこの辺については何とか1つの見通しがつくようにしてあげてほしいなとこういうふうに思っております。

一番問題は、本人の過去が金融機関との取引がどうであったか、こういふふうなことになるのかと思うんですが、現在は多様な機会のある社会ですね、いわゆる再チャレンジできる社会というのが国の方針ですから、過去にそういうことがあるろうとも、ぜひそういったことでこういふ下水道がとれるようなお計らいをいろいろ考えていただくことが必要ではないかなということが1点でございます。

それからもう1点は、いわゆる下水道マップの見直しについてお伺いをしたいと思います。

これは、今までは下水道区域を広げてくれとこういふお話だったわけですが、ここに来ましてちょっと外してほしいとこういふお話も現実に私どものところに来ているわけです。これはなぜかといいますと、せんだっても申しましたが今60歳以上になるともう借金ができないと。そうしますと、60歳までにこの金を持っておらんともうこれは後継者もない場合はできないとこういふ場合があります。

それから、どういいますか後継者がなければそういうことで非常に難しいということで、現実にはそういう家庭はどういふふうにしていらっしゃるかということ、簡易水洗ですね、この方式にはやられておるわけですが、衛生プラントも閉じられるわけではないんで何とかこのまま行きたい、場合によってはそういう見直しをお願いしたい。それも何ぼ上げてもらってもとれないこういふ家庭も現実にある地域によってはある。こういふふうにしておりまして、与謝の方でも平成37年が当初のこれの管が入る年というふう聞いておりまして、大分早くなっておるようですが、そういうことの中では非常に難しいな、こういふ家庭もございまして。その辺についてもひとつご検討いただきたいなと思っております。

今度、文教・厚生常任委員会も、今月の下旬に上山委員長さんの肝いりで長野県を視察いたします。この下條村は合併浄化槽しかやっていない全国のモデルなんですね。そういう意味で視察をさせていただくというのは意義があるとこういふように思っておりますが、この下水道問題をもうやろうとは思いませんが、ひとつそういう、実態としては先ほどもありましたがここだけしか進んでいないというんですか、どうしてもとれないとこういふ人も今ある。この人をどうやるかと。このことをひとつ担当課の方にぜひお伺いさせていただきたい。

下水道マップも、そういうことである点では縮小しなければならないとこういふこともあるんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。終わります。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 下水道マップの見直しをというご質問でございますが、ある集落におきまして一応今計画しております下水道区域の中で、1戸か2戸それを外してほしいというような形は非常に難しいだろうとこういふふうに考えております。集落全体としてということになれば、また別の問題であろうとこういふふうに思っております。

また、この下水道事業も来年度、平成20年度に事業再評価でちょうどやらなん時期に参っ

ております。費用対効果の面で、非常に今度再評価では厳しい状況が出てくるのではないかと  
いうふうに私どもも察しておりますし、行革大綱でも答申としてちょっとそういった部分も触れて  
おられますので、今後今までのような形ではちょっと行かないのではないかと、私どもの方  
もそういう見解を持っております。これからは慎重に検討していきたいというふうに考えており  
ます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） ここはもう集落を挙げてといいますが、1つの10何戸の集落がもうそういうこ  
とでということいろいろお話がされておましてね。まだ結論は待つてほしいとこういうこと  
で私どもは言っておりますけれども、しかし、実際にこれから10年先へ行きますと限界集落に  
なるおそれがあると。そういうところで果たして実際に可能なかどうか。ひとつその辺につい  
ても、十分地域ともう一回見直すような格好でご検討いただけたらなと思っております。よろしく  
お願いいたします。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、ちょっとだけお願いいたします。

参考資料の81ページに、石川のところもいろいろと下水道整備していただきました。下水道  
ができるということで新しく家を建てられたわけでございますけれども、その下水道が本人の  
希望とは裏腹にどうしても敷けないという家庭が1軒ございます。下水道の方でもいろいろと相  
談をしたんですけれども、土木事務所あたりの河川敷という管理もあたりしてひけないわけ  
ですけれども、これに対しては、やはり先ほどの供用の広げることとはまた逆の意味で、救  
済措置が何か考えられないか。ちょっともう大分私が課長に言うてから時間がたちますので、せ  
ひともこの席で答弁を求めます。

議 長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） お答えをいたします。

今までずっと事業取り組んでまいりまして、やはりすべてが使っていただける状況というのが  
時として、特例としてそういった部分ができないご家庭が数軒ございます。これはどうしても、  
民地を利用して通常は裏の方に出入りをしておられるんですが、そういった中でその部分の許可  
が出ないということで排水管が布設できないというようなケースや、そういったことがまれにご  
ざいます。

今ご質問の部分でございますが、議員さんからいろいろとお聞きはいただいておりますし、私  
どもの方も何とか対応ができないものかということで、いろいろと京都府等とも協議をいたして  
おりますが、現在のところは河川敷もございまして堤防敷で許可がいただけない状況でございま  
すが、ほかの方法で何か考えられないかということは今現在検討中でございますので、今お答え  
はできませんが、できることであればつなげていただきたいと思いますので、今検討ということ  
でご理解が賜りたいというように思います。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 私もその方から相談を受けて、その方も結局ここは下水道が埋設されると。だか  
ら家を建てておいても下水道がすぐつなげるという前提でそこに家を建てられた。ところが、い

ざとなるつなげないと。それから建築確認申請がどうなっておるのかということも私も聞いたんですけれども、結局都市計画に入っていないから建築確認申請はいらないと。なら土木事務所の方は河川敷だからここを掘るわけにはいきませんというような状態がある。

だから、今考えると言われますけれども、例えば合併浄化槽で対応するとかそういう対応の仕方というのやっぱり考えていかないと、せっかくそうして家を建てられて下水道が敷けるといふ前提でおられる方にいつまでも迷惑をかけておるわけにはいかないと。ということを、ここでしっかり申し上げておきたいなというふうに思います。

それから最近、神社、仏閣で弱っておられる方が結構あるわけですね。従来野田川でしたら下水道を敷いてもらってもその分負担金やそういうのはなかった。ところが、今になったらもう無人のお宮さんでも全部払わないといかんということで、大変神社困っておられるわけですが、宮総代さんとか、お寺でももう今は無人の寺もありますね。ところが法事やらになるとみんな使うと。下水道を敷かなければならないというようなことで、そういう対策というのは何か考えられておるのか、今そういう苦情は一切ありませんか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 神社、仏閣等につきまして、受益者負担金等の発生が新町になりまして生じてくるといふことで、減免はございますが実際にそういった事例がございました。一定今までの経過も踏まえまして、やはり全く水洗ができない状態の神社、仏閣等につきましては、これは一応猶予させていただこうという形で再検討させていただきましたので、ただ利用される場合にはご負担はいただかなければならないということで、一応私どもは整理をさせていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと具体的にお尋ねいたしますけれども、各お宮あたりに水道というのか手洗いがついておる、入り口についておったりするわけですが、それは例えば私のところなら太刀振りがあると。太刀振りの練習を1カ月か20日間ぐらいやると。そこで水を使うわけですね。そういう場合は、今私のところは下水道来ていませんけれども来たときにはどういう対応になるのか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 外周りにある水洗につきましては対象外ということで、例えば社務所の中に便所があるとかそういった部分について対象にしていきたいというふうに考えております。

9 番（井田義之） わかりました。  
終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。  
伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 時間がないので、みんな次の予定もありますからずっと省略をして絞って質問します。

気になっておりますのは、起債残高が110億円を超えるということがありまして、その点については今回は飛ばします。

1つ目の質問は、先ほどから勢旗議員からも指摘がありました件で同じような非常に深刻な、工事を直前に控えて改修しないといかんというその人も積極的にこたえたいと思っているんです

が、こういうことを述べていました。

1人は、家計が本当に厳しくなっているんで加入負担金は払わなならん、だけど五、六年前の景気とはちょっと違うと、今もう大違いだということを言っているんですね。非常に深刻な実情を話しておられました。

もう一方は、若い者もうちにはおらんと。子どもも都会に出て働いているけれども、世帯を持って帰らんということで、下水道も加入してくれということを言われているが、年金暮らしのわしらではとても借り入れもなかなかうまくいかんということです。年齢も、もう少ししたらそれこそ先ほどお話があった70を越すという年になってくるということで、非常に切実な声です。

これがまず1点あるということです。これについてのお考えをまとめて答弁願いたいんですが。

それからもう1点は、今のようなことを踏まえて、1つはいわゆる促進策として工事の借入利息の補てんをしたり、補助をしたり、それから3年以内の場合は3万円の激励といいますが奨励金を出したりそういう対応をされているんですが、この対応でいいのかどうかというあたりですね。この点をご答弁願えたらというように思っているんですが、どう考えておられるんですか。

議長（糸井満雄） 小西下水道課長。

下水道課長（小西忠一） 伊藤議員さんのご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘のように、私どもは下水の工事に入ります前に説明会を行います。そういった中でも今ご質問の中にもありましたように、高齢者の方だとか、それから最近の経済情勢の中ではなかなか生活で一貫で、下水が来てもできないというようなお話もちょこちょこ出てまいります。

確かに、私どももずっとそういった中で近年の状況というのは年々悪くなっているなというのが、我々もちょっと実感としてはあるわけですが、私どもとしてはできる限りこの投資もしておりますので、お願いをしていかなるを得ないということで常々お願いはいたしておるわけですが、実態としては、そういった部分もこの水洗化率を見てもみますと、結果としてはそういった部分も中にはあるのではないかとというふうに一応分析はいたしております。

それから奨励策でございますが、現在融資と融資の利子補給と、それから奨励金という形で行っておりますが、正直申し上げましてこれで十分とは言えないというふうには思っておりますが、なかなかそれにかわるという部分も現時点では見出せないのが現状でございます。私どもとしては、この制度で何とか水洗化に努めていただけるようお願いをしてみたいという、現段階ではそういう状況でございます。

議長（糸井満雄） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私もね、これがいいという決定打は私自身持っていませんで、どうこう言うつもりはないんですが、しかし現実問題やっぱり行け行けどんどんでは単純にはいかないという。非常に情勢の変化というのは思った以上にこのことが今後障害になってくるのではないかという感じはしております。改めてそういうリアルな生活に接近するような施策も考えねばならないのではないかというような思いをしています。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。



これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第93号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第93号 平成18年度与謝野町下水道特別会計歳入歳出決算認定については、  
原案のとおり認定することに決しました。  
ここで、休憩をとりたいと思います。  
3時5分まで休憩します。

(休憩 午後2時50分)

(再開 午後3時05分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
日程第5 議案第94号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、質疑を終結します。  
これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第94号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第94号 平成18年度与謝野町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定につ  
いては、原案のとおり認定することに決しました。  
次に、日程第6 議案第95号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に  
ついてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
勢旗議員。

1 1 番(勢旗 毅) それでは、介護保険特別会計につきまして若干ですが質問をしたいと思っていま  
す。

去年の4月に介護保険法が改正されまして、明るく活力ある超高齢社会の構築に向けてということで、制度全般の見直しがされるところという認識をしておりますが、介護保険の3つの施設における、いわゆる居住費及び食費がここで新たに対象外とされたわけですが、入所されておる人で、大体どのくらいほど負担がこれによってふえるということになったかということが1つ。

それから、これによっていわゆる入所の方と在宅の方とのバランスというのが大体どういう格好になったか、このところをお願いできませんか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

今般の法改正によりまして、平成17年の10月から食費それから居住費、これを自己負担していただくということになりました。ただし所得の低い方につきましては、特定入所者介護サービス費ということでその部分を補てんをしていこうということで、制度改正が行われました。

それで、平成17年度では10月からの施行ということでございましたので、10月から2月分までで4,010万円程度の支出がふえたということで、このサービス費ではそういうことになりました。ところが、平成18年度は3月分から2月分ということになりますが、これが9,990万円という決算額でございます。したがって、半年弱といたしますかに比べましてこの1年間を通して見てみますと、約倍少しいということでございますので、この部分が新たに介護保険特別会計の中では新たな給付としてふえたということでございます。

また居宅とのバランスというようなことでご質問があったわけでございますけれども、介護サービス等諸費の中には居宅介護とそれから施設介護がございます。これの給付につきましては、居宅介護が88.18%というような状況になっております。ホームヘルプサービス等につきましては、平成17年度よりも若干下回ったということでございます。

それから施設介護サービスにつきましても90.34%。これは平成17年度と比較をしましてそういう数字でございますが、約10%の減になっておるといようなことでございます。

ただ訪問介護につきましては、かなりふえておるとい状況でございます。前年度と比較をいたしますと115.67%というようなことございますので、ホームヘルパー等のサービスを利用される方はかなりふえてきたといような状況になっております。ただ通所サービスにつきましては、前年度よりも3%程度の減少といような状況になっております。また短期入所者につきましても14%程度の減といような状況になっておるといことでございます。

したがって、バランスという部分での比較は非常に難しいわけでございますけれども、ホームヘルパー等についてはふえておりますけれども、施設介護は今も申し上げましたように10%減にはなったんですが、片方では特定入所者サービス介護といようなことで9,000万円を超える支出をしておるとい状況でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） 次に、介護保険料につきましてお尋ねしたいと思っております。

この介護保険料、うちは税ですけども保険料の場合と同じように時効が2年ということで、まだこの制度ができてから7年なわけですけども、今回約250件に及ぶほどの不納欠損処分がされた。

この主な理由はそれぞれ個々に理由はあると思いますが、どういったことが理由だといよ

うに考えられますか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 不納欠損処分をさせていただきましたのは、合併前の保険料につきまして不納欠損をさせていただいたということでございます。平成12年度から平成15年度分の保険料につきまして、不納欠損をさせていただきました。

その中で、旧町時代にそれぞれの徴収の方法というものが異なっておりまして、特に旧岩滝町の場合におきましては集金人さんをお願いをして、その方に集金をしていただく。これは当然普通徴収の方でございますけれども、そのようなやり方をされておりました。それから、旧野田川町では普通徴収の部分については振替口座、あるいは直接窓口等で納めていただくというようなやり方をしておりました。

その中で、旧岩滝町分については集金人さんがお宅の方を訪問されまして、お出合いが家の方にできなかった場合、その納付書をそのまま持って帰られると。それで次にお出合いしたときに納付をお願いするというようなやり方をされておったようでございます。そういったことから、なかなかそのおうちの方とお出合いができないというような状況の中で、その納付書をずっと抱えておられたというようなことが発生をいたしまして、平成18年の3月1日に合併した後、出納閉鎖間際になって、これだけ実際にお出合いができなくて未納になっておる分があるんだというようなことが新町でわかりまして、結果的には、納付書が第1被保険者に届いていないというような事態が生まれたわけでございます。

そういったことが平成15年度以前にもそういうような状況がございまして、特に今回不納欠損させていただいたのは、旧岩滝町の部分が330万円余りというような状況になっております。旧加悦町では28万円余り、それから旧野田川町では75万円余りということございまして、そういった徴収の方法によりまして、このような多額の不納欠損をさせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） そういった特殊な事情ということもあつたでしょうし、いろいろご苦労いただいておりますと思うんですが、仮にこの保険料が通常的には納付をされない、1年されない場合あるいは1年6カ月とか2年されない場合は、それぞれ給付に規制がかかると思うんですけどね、この規制はきちっとかけられておつた、岩滝町を除いてほかはきちっとかけられておつたんでしょうか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

介護保険の保険料につきましても、未収となった場合に介護保険法の施行令によりまして一定の基準が設けられております。そういった中では、旧町ともこれにのっかって処分をしたということにはまだなっていないだろうというように思っております。

ただ、保険料の納付の公平性という面におきまして、この与謝野町になってから滞納者に対する保険給付の制限等に関する要綱というものを定めまして、これからはこれにのっかって、そういった処理をしていきたいというように考えております。

例えば、納付期限1年たつても未納の状況にある場合には償還払いというようなことにさせて

いただくというようなことで、そういった要綱を設けておりますので、この要綱に基づいてこれからは対応していきたいというように考えております。

ただ、督促状等を送らせていただくときにはそういったことも文書でもって添付をして送付をさせていただいておまして、そういった部分ではなるべくそういった未収が発生しないように啓発もしておるといった状況でございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは最後に、いろいろご苦労いただいておりますが、そういったことで介護保険法の200条も含めていろんな処置がとられるとこう思うんですが、通常的には時効中断の処置はどういう処置をとられているというふうに理解したらよろしいか。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

時効中断の処置といたしましては、督促状を送付してその間時効を中断するというだけでし、現在のところはできていないということでございます。それ以上のことは、差し押さえ等につきましてはそこまでできていないということでございます。

不納欠損処分をさせていただきました中で、一番高額な方でも10万円未満というような金額でございますので、なかなか差し押さえ等まで対応していくということにはできていないということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 今そういうふうに聞いたんですが、先ほどいわゆる2年支払いがおくれた場合、滞納した場合、その給付の引き下げということになるんですが、こういう規則になっていると思うんですけどね、その場合はもうお金は時効で払うことができないということが先に行くのか、そこだけ教えてください。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 消滅時効になった場合には、もう保険料そのものを納付することができないんだということでございます。したがって、その後、町が仮に納付があったとしてもお返しをするということが基本になってまいります。そういったことから、保険料の消滅時効が先になります。ただしそのことにおいて、不納欠損をしたにせよ納付がなかったということでございますので、その部分を保険給付の方に転化をさせていただくという考え方でございます。

- 1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

小林議員。

- 5 番（小林庸夫） 今ほど勢旗議員さんが質問されましたので、ちょっと重なるかと思いますが、私も不納欠損処分の435万円ということに非常に興味を持ってお尋ねしたいと思ったんですが、先ほどの意味合いのことにつきましては詳しくお聞きしたわけですが、旧町時代の処理したということですが、いわゆる職員さんが訪問してもお留守だったというようなことを今お聞きしたんですが、今はそんなことはないと思いますけれども、やはり1つの負担金でございますので、そういう無責任なことのしないような形のことをぜひお願いしたいということがまず1つでございます。

それから、雑入の第三者納付金が835万円というのがございますが、これはこういったところからの入金でございますか。ちょっと教えていただきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） 先ほどの介護保険料に関連をいたしまして、この新町になってからは一応月末で会計との入金状況、あるいは窓口払い等で納付になった部分、それらにつきましてすべて照会いたしまして、その後督促状を発送させていただくということで、そのあたりの督促状発送に至るまでは一定整理をさせていただいて、毎月そういう対応をさせていただいておるといってございます。

先ほど旧岩滝町に非常に不納欠損が多かったという中で、集金人さんに全くのお任せということでございまして、その督促状すら発送されていなかったというような現状がございましたので、当然第1被保険者の方は保険料の請求すら来ないというようなそういう状況が生まれておったんだろうというように思っております。そういった部分については行政側の不手際ということで、反省の上でこれからそういった督促状等につきましてもしっかり発送をしてまいりたいというように考えております。

それから雑入でしたかね。第三者納付金の835万1,751円でございます。これは交通事故によりまして介護保険の給付をさせていただいたということでございます。3名分でございます。

それで、この介護保険の給付をするに当たっては交通事故が原因ということでございまして、国民健康保険の保険給付と同じように、そういった場合には一応町の方で立てかえをするような格好になります。そして交通事故による保険等が給付をされるときに、それで納入をしていただいて穴埋めをしていただくということでございます。それが3名で835万1,751円あったということでございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 引き続きまして、451ページの介護認定調査員という賃金がありますし、それから委託料の中で介護認定調査委託料というのがございますが、介護認定を受けられるのにはやっぱり役場の調査員も何名かおられて、対象となる方の面接とかそういったことをなさっておられることかと思っておりますが、この調査員がおられ、またそのほかに調査委託料というのはどういう意味合いのことか、ちょっとそれをお尋ねします。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

451ページの7節賃金で、介護認定調査員479万2,200円を支出といたしております。これは、町の方で一般の方に介護認定調査員ということで委嘱をいたしております。町内で18名の方にお願いをして、その方がそれぞれこの介護認定を受けられるときにお宅の方を訪問していただきまして、いろいろと聞き取り調査をしていただくと。これが第1次判定という位置づけになってくるわけですが、それに主治医意見書をプラスしまして2次判定ということで介護認定審査会で判定をすることでこういう流れになっておるわけでございます。

そういった与謝野町内18名の方に各家庭への訪問調査等をお願いをしておる分が、この479万2,200円でございます。

それから、13節委託料の介護認定調査委託料につきましては、これは事業所あるいは施設、そういったところをお願いをいたしまして、そこで調査をお世話になっておるといふことでございます。その金額が201万225円ということでございます。

いずれもそれらの調査に当たるにつきましては1件当たり幾らという単価を設けまして、それに基づきまして支出をさせていただいておるといふことでございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、457ページの介護予防事業の機能訓練送迎委託料というのがございますが、これらはいわゆる要支援の方ですか、要介護の方なのか、あるいはまたその下に記述してあります会場使用料ということもあわせて詳しくお聞きしたいと思います。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） この介護予防事業につきましては、若干保健課の方も関連しておりますので、私の方から報告をさせていただきたいというように思います。

この事業については、もの忘れ予防でありますとかおたっしや倶楽部の事業を行っております。機能訓練ということで、そのようなもの忘れ事業なんかに来ていただくときにはどうしても会場まで来る手段がない方等がございますので、シルバーに委託してここへの送迎を行っております。

それともう1点につきましては、この使用料及び賃借料の会場使用料というのがございますけれども、これはこのおたっしや倶楽部等でケアハウスを利用いたしております。こういったケアハウスの利用料として2万5,200円を使わせていただいたということでございます。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 岩滝にあるふれあいセンターの横というんですか、あそこにはいわゆる筋トレに行くような機能訓練的な機器が置いてあるようでございますが、この加悦の元気館にも若干あるようでございますが、常時開放されておられないようにも見受けられますがその辺はどうですか。一般の人にもご利用願うような形のことでなさってはどうかと思ってちょっとお尋ねします。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） ご質問の機能回復の機器でございます。

これにつきましては、一般開放をしていただいても自由に使ってくださいということにはしておりません。こういったことについては本当に無理をすると逆に事故がございますので、必ずそういった研修を受けた指導者でなくては使っていただくことにはしておりません。

したがいまして、理学療法士でありますとか、また保健師の中で運動指導士の資格を持った職員がおりますので、その職員が必ずついて指導するというところでございまして、主に利用しておりますのはリハビリ教室、ちょっと障害を持たれたというか機能的に弱っておられる部分についての方をリハビリの事業を行っておりますが、そういった事業にそういった健康器具を使用しております。

議長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そうしますと、一週間とか月の間に何回ほど、それは決めてやっておられるわけですか。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） このリハビリ事業につきましては毎日行っているのではなしに、日にちを決めて

岩滝会場と加悦会場と順番にやっているということです。頻度的には、会場は違いますけれども1週間に1遍程度はリハビリ事業をやっているというような状況でございます。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） せっかくいい設備があるのでございますので、できたら広く皆さんにオープンに使ってもらえるような形ができればと思ったりして、ちょっと質問させていただいたようなことでございます。

終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは二、三点について、飛ばし飛ばしで質問をさせていただきます。

1点目は、6月議会でも後期高齢者医療の関係で、医療や介護の問題については大局的な問題は取り上げましたが、今この数年前の介護制度の改悪の中で、幾つかの問題が出てきているというふうに思っています。その関係でちょっと質問をさせていただきたいと思っているんです。

1つは、いわゆる事業所や施設の介護ヘルパーの皆さんなんかの話を聞きますと、大変厳しい労働条件のもとで働いておられるということです。また資格を持っていても長続きしないということで、やめられる方もたくさんいるという話を聞いています。

事業所ももちろん経営は大変になっていると、深刻だという話もきいておるんですが、町内のこういう実情について課長は大体つかんでおられると思うんですが、意見なんかも含めてお聞かせ願えたらと思っています。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

この介護保険制度につきましても、できる限り歳出を抑えていくということが国の方の方針でございます。したがって、特に介護報酬が減額をされるというような状況が続いております。これはたしか3年に1度見直しがされるんだらうというように思っておりますけれども、その都度施設等のお話を聞いておりますと減額をされていっておるという状況でございます。

そういった中で、職員等に支払いをされる賃金につきましても、何とかその事業所が運営ができるぐらいの人件費しか出されていないのではないかなというように思っております。そうなりますと、労働力に比べて非常に安い賃金というような位置づけになるのではないかなというように思っております。そういったことがなかなか事業所等で人材を確保するには難しい状況にあるというようなことが、先般の懇談会の中でのご意見ではなかったかなというように思っております。

そういったことにつきましては、私ども独自でこれからの高齢者あるいは介護保険制度を考えていく上においては、もう少しその介護報酬の引き上げ等についても考えてほしいということをご直接要望しておるという状況でございます。そうしますと、幾らこのような介護保険制度がありましてもそれを担っていく方がもうないという状況になりますと、これからはふえ続けていくであろうというそういった高齢者のサービス提供ができないというような状況にもつながってくるのではないかなというように予測はされますので、そういった要望等も行っておるという状況でございます。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長が丁寧に答弁していただいたんで述べませんが、本当に人材パワーとかと一時言われましたが、その舞台が半ば非常に崩壊しかけているということですので、ここはしっかりと報酬引き上げや制度の充実ですね、ここを取り組んでいただきたいと。

2つ目の質問に入ります。

制度改悪がどんどんされてきたわけですが、今言ったようにいろんな条件の悪化だとかいうことが出てきています。もちろんサービスをする側が今問題になっていたんですが、受ける側も大変な影響を受けているということを知っております。

その1例だと思っておりますが、先日介護度が4、5の方だと思っておりますがこういう問い合わせがありました。いわゆる介護用品のチケットがあります。これが旧町の時代はそれなりにかなりの応用がきいたが、新町になってから、ここが非常に意味があるんですね、新町になってから悪くなったということで、あたかも新町が悪いような新町に合併してから悪いような印象になるような変更が起きています。この点はどういう事情なのかお聞かせ願えたらと思っています。

それは、簡単に言うとかかなりの品目が従来だったら介護4、5の方はそのチケットでいろんなものが買えたわけですね。ところが今度は聞いていますと、限定的に五、六品目しか買えないというふうに聞いています。それは非常にその人たちからすると大変なことなので、その点はどうかという点です。お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

私も、その内容について十分承知をしておるわけではございません。今まででしたらたくさんの品目が該当されておったのに、これが五、六品目に限定をされてその点では非常に使いにくくなったということでございます。

例えば、仮におむつでありますとか使い捨ての手袋、あるいは消臭剤、そういったものなんかがこれによって購入ができるということでございます。あらかじめそのチケットを交付をさせていただきまして、それで薬局あるいはそういった商店等でお買い求めをいただくと。そしてそのチケットが町の方に請求をされまして、町からその業者に支払いをすることでこういうシステムでございすけれども。

そういった部分につきましては、特にこれ現在では国や府の補助金を受けておるというサービスではないというように思っております。恐らく、交付税算入の位置づけに補助金からかわったとは思っておりますが、そういった部分については、町の裁量でもって品目等なんかも考えることができるのではないかなというように思いますので、そのあたりは担当者等とも十分に協議して、できる限りこういったものがせっかくの制度でございすので気持ちよく使っていただけるような制度に改めていきたいというように考えております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜひそういう改善できることは改善していただきたいというように思っております。

最後の質問ですが、これは今言ったことが中心ではあるんですが、6月の段階だったと思うんですがあの訪問介護の最大手のコムスンが不正事件が起きまして大問題になっていますが、非常



に全国的に大きな影響を与えることなんです、この地方にはないんで他山のことだということ  
で余り放置もできませんが。

しかし、私は大事なのはあの事件が非常に教訓的な事件だったと思っています。冒頭に、  
課長がどういう思いでとらえておられるかという点をまずお聞きしておきたいと思っています。

議 長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えいたします。

この地域では社会福祉協議会、あるいは社会福祉法人というものが中心になってサービス提供  
を行っております。NPO法人もあるわけですが、それらにつきましては必ずしもお金もうけと  
いうような発想ではないだろうというように考えております。ただコムスンの場合には、私も詳  
しい内容まではわかりませんが、お金もうけの方に走られたのではないかなというように予測が  
されております。そういったことから大変な問題になって、そのサービスを受けられない方が大  
量に発生するというので、それぞれの事業所あるいは法人等が手を挙げられてその受け皿づく  
りに一生懸命になっておられるというのが現状であるだろうというように考えております。

したがって、やっぱりこういった医療でありますとか介護でありますとか、こういったよ  
うな制度をお金もうけの手段に使うというのは少し問題があるのではないかなというように受け  
とめております。

議 長（糸井満雄） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 私も基本的に同感で、そのほかいろいろありますが、私は政府が一番大もとにな  
っているのは、例えばサービスする側と受ける側という話を冒頭の質問で一、二点しましたが、  
私はそのことも含めてですがここに私は原因があると思っているんですね。

社会保障費を政府はこの5年間で1兆1,000億円を削ると言っているんです。今高齢化は  
どんどん進んでいるわけでしょう。だから当然それは自然増はありますよ。ところが切るん  
です。ですから逆を見ているんですね。ここが、すべてのいろんな条件が悪化したり制度が改悪され  
たりする最大の原因になっているのではないかなというように思っているんです。

このことの論議はまた違う機会にさせていただきますが、そのことも含めてこれで質問を終わ  
ります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第95号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第95号 平成18年度与謝野町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、

原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第7 議案第96号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

9 番(井田義之) それでは、土地取得の会計について質問をさせていただきます。

今回、監査委員さんも書いておられますように利息のみの支払いということなのですが、丹後土地開発公社の分を見せていただきますと、金屋の工業団地が3,890万円ほど残っており、それから宮野分譲用地取得事業というのが2,490万円ほど残っておりということなんですけれども、この金屋工業団地と宮野分譲用地というこの動静について、簡単に結構ですので説明を求めます。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えいたします。

金屋工業団地につきましては、平成4年度に土地開発基金を活用いたしまして用地の購入が行われております。それから平成18年度からこの土地の造成工事にかかりまして、総額4,891万2,550円の事業費でもってこの工業団地を完成させたということでございます。それ以後500万円ずつ2回土地開発公社に返済をいたしまして、平成18年度末では3,891万2,550円の土地開発基金への現在高が残っておりということでございます。

この用地につきましては、旧加悦町役場前から農協前まで町道中央線という工事が平成12年度に行われました。その住居及び工場の代替地として整備がされまして、既にその代替地として売り払いが済んでおりということでございます。

それからもう一つの分譲宅地につきましては、加悦奥川が現在整備中でございますが、それにかかわります特定分譲宅地といいますが、立ち退きをしていただく人ができました場合の代替用地として保有しておるということでございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 金屋の工業団地については、また後で質問させていただきます。

宮野分譲用地というのは、今後河川改修によって移転される方を待っている団地ということなんですけれども、分譲宅地の図面も見たんですけどもそれも載っていないということで、場所はどこですか。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) 場所は中央線のすぐ周囲ということでございます。

議 長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) その工事がいつごろになるかはわからないんですけども、それならその代替用地ということは、そのときに金が入ってくるからそれまで保有をしながらいわゆる利息を払っていつておるというふうに理解したらいいんですか。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) そのとおりでございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） それでは、金屋工業団地について質問をさせていただきます。

私も過日ちょっと見に行かせていただきました。動いておられるということですが、突き当たりの道路になっておってなるほどなと思ったんですが、ここの分については、もう既に先ほどのいわゆる河川改修による用地移転とは別にして済んでおる、工事そのものは済んでおるといふふうに思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。それから金が入っておるかどうか。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。

既にいわゆる移転していただく方に売買が済んでおると。したがって、お金も入っておるということでございます。

ではなぜ残っておるのかということでございますけれども、平成12年度に中央線に係る移転者と売買をいたしまして、工業団地の整備費が1億936万9,000円かかっております。そのうちの道路整備事業分3,878万5,000円、これは町道として管理するということでございますので、それを除いた7,058万4,000円で平成12年度に売却をし、お金が入ってきておるということでございます。

なぜそのときに返せなかったかということでございますが、本来であれば平成12年度に入ってきておりますので12年度及び13年度にかけて買い戻しを実行すべきであったと。しかし、その当時の町の財政事情から、売り払い収入を繰越金として処理し、それを元手に一括返済ではなく年次ごとに分割して返済していくという手法をとったということでございます。

12年度の予算に計上をして、実際にお金が入ってきたのはその12年度の出納閉鎖時期ということでございます。そのときに買い戻しをするのが一番よかったんですが、先ほど申し上げましたように町の財政上の都合と。その町の財政上の都合というのは何かというと、この年が加悦新庁舎整備の最終年度に当たり建設・に伴う引越し等多額の単独費用の持ち出しを必要とする事情があり、町一般財源において返済に回す余裕がなかったこと等が挙げられるということでございます。

そこで平成12年度から13年度への繰越金として処理したと。それを土地開発公社に返すのではなく、出納閉鎖時期に入っていますけれども平成12年の収入になりますね。それを一括返済せずに翌年度への繰越金として処理をしたと。そこで一般財源として町の財政事情で違う経費に充てたということでございます。

ですので、これは年次ごとに分割して返済していくという手法をとったわけございまして、平成14年度に500万円、15年度に500万円、それぞれ1,000万円を返して、この予定で返す予定をしておられたようでございますけれども、平成16年10月20日に発生した台風23号災害の影響により、あらゆる財源を災害復旧に集中的に振り当てなければならなくなったため、平成16年度以降年次ごとの償還が滞っていたということでございます。

そういう事情でございますので、新町になったわけでございますけれども、こういった債務につきましてはできるだけ早い時期に整理をしていきたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番(井田義之) 大体経過はわかりました。

ただここで私はもうちょっと質問したいのは、いわゆるきょうまでに私が見せていただいた資料でも、この工業団地だけで615万円ほどの利息が払われておると。計算しましても毎年57万4,000円の利息を払っていつておるわけですね。それで3,800万円ほど今残っておると。これも旧町からの引き継ぎだと言われればそれまでなんですけれども。

これを比較に出したらぐあいが悪いだろうとは思いますが、例えば加悦町町史の編さん2,200万円とか。これも加悦町からの引き継ぎですね。こういう事業の分を1年おくらせても利息はかからないわけですね。そういう運用方法をやっぱり考えていただくべきではないかなと。これだけ毎年57万4,000円、それから宮野を合わせると何ぼになる、もっとよゆけになりますね。だからこの利息は私結構な利率ではないかなと思いますし、ばかにはならんというふうに思います。

その辺について、やっぱりもうこの際新しい立場で早いこと解決をしてほしいなと思いますけれども。再度答弁を求めます。

議長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) ちょうど返済計画をつくりまして、四、五年程度で開始をしたいというふうに思っておったわけですが、過日総務常任委員会にそういった説明をいたしましたところ、四、五年言わんともうすぐにでも返せとこういうご指摘でございます。そうなりますと金があるかないかということが問題になってくるんですけれども。3月になるかもわかりませんが、一般財源等入り繰りが今後出てきますのでそういった中で、あるいは減債基金ですね。ちょっと拡大解釈し過ぎかもわかりませんが、そういったものも活用しながらできるだけ早い時期に返済をさせていただきたいというふうに思っております。

議長(糸井満雄) 井田議員。

9 番(井田義之) 前向きに対処しながら3月中ぐらいには何とかしたいという答弁でありました。できるだけ早いこと済ませていただくことに私も大賛成といたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長(糸井満雄) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第96号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第96号 平成18年度与謝野町土地取得特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8 議案第97号 平成18年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

廣野議員。

- 4 番（廣野安樹） この決算につきましては、ほとんどもう何も出ていないというような事業でございますので、1点課長の方にお尋ねをしておきたいと思うわけでございますが。

石田土地区画整理事業につきましては、現在石田橋は新しい橋が供用開始になっておりまして、そして交差点のところの足立石油は今撤去をされておりますし、それからまたセレモニーまつださんは改築というようなことで事業が進んでおるようでございます。これに対しまして、府道の改修を早期にお願いするものでございます。

私も、一般質問でもこの件につきましてはお願いをしておったわけでございますが、府道の関係から、今現在課長はどのようにお考えになっておるのか一度お伺いしておきたいと思えます。

議長（糸井満雄） 山崎建設課長。

建設課長（山崎信之） お答えしたいと思います。

石田地区の土地区画整理事業の中に、府道の弓木岩滝線の改修というのが区画整理事業の中の事業として取り組まれております。

ところで区画整理事業につきましては、現在いろんな変遷をたどりながらいわゆる日本冶金へ向かう旧加悦鉄道の鉄道敷地のいわゆる土塁ですね、停滞があったと。その停滞が石田地域の農地を分断しておったということがありますので、それを何とか鉄道用地を町有地にし、全体として石田地域の農地の有効利用ができないかということが、土地区画整理事業の発端だろうというふうに思っております。

平成4年に日本冶金から旧岩滝町が敷地を譲り受けられ、その後いろいろな形で土地区画整理あるいは土地改良事業、農地でやるかいろんな事業の選択の変遷があったようですが、最終的には平成12年に公共団体施行での都市計画決定を打ったということでありまして。その後、関係者が46名おいでますので、そういった方との事業についてのアンケート調査なり実施しましたが、まだ数名の未同意者があるということで事業実施に至っていない。

未同意の理由につきましてはいろいろあるわけですが、減歩率が高いと。土地区画整理事業ですから、自分の用地を出して、自分の用地を減歩させてつくった用地を売り払いながら全体事業表を出して事業を進めていこうと。というのは、もともとの農地、もともとの土地はいわゆる不整形ですから値打ちが低いと。成形してきちっとすれば値打ちが上がると。その差額をねらった事業なんです、取られる土地の率が高過ぎるという意見があります。それから実際には決めたんですが、農家の方では今のままの農地でええでという人もあります。それからその順延当時に整理した後の用地が何ぼで売れるという計算を立てておられたようですが、それが数年たつとしますとその単価がもう随分下がっておるということで、逆にこの事業を進めていってもそういった事業費が、余った用地を宅地にして売るときに事業費を引き渡すわけですけれども、その事業費になるのかどうか心配だという方もおいでまして、ちょっと状況が悪過ぎて事業が止まっておるということになっております。

現在休止というようなイメージだというふうに聞かせていただいております、そういった面からいいますと、弓木岩滝線も府道の改修計画も土地区画整理事業の中におりますから、なかなか道路改良だけの話に入っていけないということで止まっています。

先日もお答えしたと思うんですが、鳥取豊岡宮津道が石田地域にトンネルが抜けます。それから宮津からはインターチェンジに、多分与謝野インターチェンジにおりてくるだろうと。そういったあたりからいいますと、その交通状況を見、その土地区画整理事業の変更そのものも京都府との協議が要りますから、なかなかその変更協議が土地区画整理事業の変更をしながら本来ですと、今回は道と農地部分と分けた計画にして、道だけ進めたらどうだという意見もありますが、なかなかその変更計画の同意が京都府とれんだろうということがありますが、現実にはインターチェンジが開通し鳥取豊岡宮津道の進捗に合わせて言えば、弓木岩滝線の交通事情が大きく変わるのであれば京都府の方も状況に応じた対応をしていただけるというふうに考えておりますので、状況を見ながらまた土地区画整理事業の変更ができるのか、あるいはまた別の仕様がとれるのか、京都府等と協議あるいはご指導いただくというような形で、今のところ道路事業、土地区画整理事業ともに止まっておるという状況だというふうに報告させていただきます。

議 長（糸井満雄） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今お聞きしておりますと、なかなか難しいということはよく今までから聞かせていただいておりますが、やはりこの前の町長の与謝野町のインターチェンジという名前になるのかわかりませんが、あそこへおりてくることになると、やはり府道の改修は早期にやらないといけないというようなことがあろうと思います。

この前の課長の話では、府道と切り離して1回考えてみる必要もあるんじゃないかということをお聞きしておりましたので、ぜひその方向で検討していただきたいということと、府道沿いの地権者の方にはご同意をいただいておりますというふうなお話も聞いておりますので、府道につきましては割と早くそういったことができるのではないかとこのように思っております。

その点につきまして、できるだけ早く前の方へ進むように京都府の方にもお願いをしていただいて、この石田区画整理事業とは少し切り離して府道整備がお世話になりたいということをお申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第97号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第97号 平成18年度与謝野町石田土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認

定については、原案のとおり認定することに決しました。

ここで、10分ばかり休憩したいと思います。

10分ぐらいにさせていただきます。

15分まで休憩します。

最後の休憩になりますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後4時05分)

(再開 午後4時15分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第9 議案第98号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

小林議員。

- 5番(小林庸夫) たびたびちょっとお尋ねするのは気が引けるようなんですが、不納欠損額のこと非常にきょうまでも言うてあったんですが、いろいろと事情もあると思うんですが、何か機械的になされるのではなしに判定委員会でもあるのかどうか、ちょっとその辺のことを。いわゆる執行停止になってとか何年とかいうことをお聞きしたんですが、皆さん何人が寄ってやむを得んだろうというようなことで処理されておるのかどうか、そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(糸井満雄) 日高税務課長。

税務課長(日高勝典) お答えさせていただきます。

判定委員会というものはございません。

町税のところでもお答えさせていただきましたが、一定の要綱というんですか、不納欠損ですか執行停止に持っていく部分についての一定の線引きというんですか、そういうような部分については今後考えていく必要があるかなということはお答えしてきました。その判定委員会というのとはございません。

議長(糸井満雄) 小林議員。

- 5番(小林庸夫) 余りにもこの収入未済額というものが大き過ぎて、一般でも22.5%にも及んでいるようなことでございます。本当にこんなことで先が思いやられるような思いになるんですが、どうするのか。課長さんですか、町長さんですか、思いをちょっと聞かせていただきたいと思えます。

議長(糸井満雄) 日高税務課長。

税務課長(日高勝典) 滞納整理につきましては、町税等ほかの公共料金も含めまして町内全体で取り組んでおります。そういう中で国保税につきましては、短期証だとかそういうものを交付しながら面接を重ねながら納付してあるという方向をとっております。そういう中でも水道料あたりはとめるだとかいろいろと方法があります。国保税につきましては、保険証の短期証の交付だとかそういう形で一定の対応をさせていただいておりますので、その辺のところをまた有効にわかっていただけて納めていただくという方向に持っていきたいというように考えております。

議長(糸井満雄) 太田町長。

町 長（太田貴美） 税の公平な負担ということからいきますと、本当にできるだけ滞納がなく納めていただくような方法をとりたいというふうに思っておりますが、一定の手續といいますが、いろいろと不明な生存しておられるのかしておられないかわからない、あるいは住所がこっちにもう、はっきり言うともう夜逃げされてどこへ行かれたかわからないそういうものにつきましても、慎重に慎重を期した上での不納欠損処分を行っているというふうにご理解いただきたいと思いますし、できるだけそうならないうちに早い手だてを今まで以上に気をつけて、1人でも多く納税をしていただく、滞納をふやしていただかない手だてを全町挙げて対策をとっていく必要があるかというふうに考えております。

不納欠損をするだけが脳でないといいますが、だれどいつまでも取れないものを引きずってまですのも、これまたおかしなことになりますので、一定の整理をする、そうした基準をだれもがわかるような形で整理をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 大勢の町民の方々、いろんな条件の方がおられる中で、完璧なことを持つてくるのは無理かと思えますけれども、初めのときにも申し上げましたけれども、やはりこういった数字が出てきておるといことはそれだけ環境が悪くなっていると。町民がどうして生活を維持していこうかとかこういうところにしわ寄せが来ておるのではないかと考えております。ぜひ本当にそういった広い意味で町民の所得アップというんですか、そういった意味のことをひとつ思いを生かしてもらって今後取り組んでいただきたいと思えます。

それからあと直営診療所勘定につきまして課長にお尋ねするんですが、最近は医療機関の窓口の個人負担分の支払いがどこも非常に滞っておるところがたくさん出ておるようなんですございますが、この決算書を見ますと今はゼロというように解釈させてもらってよろしいでございますか。

議 長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） 今ご質問の、診療所で診療を受けていただいた後の一部負担金の滞納ということでございます。

新聞なんかを見ておりますと、本当に全国的規模では物すごい金額が治療を受けながら一部負担金を払わない、また払えないということがございます。しかしながら、この与謝野町の診療所についてはそういったケースはございません。すべて一部負担金はお支払いをいただいております。

議 長（糸井満雄） 小林議員。

5 番（小林庸夫） そういうことをお聞きしまして安心したんですが、入院であるとか、あるいは大きな手術をなされるような場所でありましたら、そういったことも非常に生じやすいかと思えますけれども、そういったことの滞納的なものが残らないように今後もよろしく職員の方々ですか、診療所の方々にご指導をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。



これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。  
これより議案第98号を採決します。  
本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。  
(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。  
よって、議案第98号 平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。  
次に、日程第10 議案第99号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。  
本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
野村議員。

1 番(野村生八) それでは保健課長に質問します。  
18年度は高齢者の医療費が約23億円余りということで、説明の中で前年度より7.7%増で人数は減ったけれども入院がふえたというふうな説明があったというふうに思います。  
そこで1人当たりの医療費が幾らになったのか、まずお聞きします。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) この老人保健会計のお1人当たりの費用額ということのご質問ですけれども、老人保健については、まだ18年度中は人数が減るばかりでふえないということがございます。そういったことがあって、どこの時点で人数をつかまえるかというのが難しいんですけれども、そういったことで順次変わっているんですけれども総体的に真ん中、平均の人数で割りますと、大体55万円から57万円の間ぐらいがお1人当たりの費用額ということでございます。

議長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 京都府下の15、16、17年の医療費の状況を見ていまして、また全国を見ていまして、全国的にはこの2年間で9.1%ふえ、京都府の平均でも9.3%ふえています。与謝野町ではこの2年で7.3%減っています。18年度で今回ふえているわけですが、今言われた55万円から57万円ということになりますと平成15年度にも届いていないと、ふえはしましたが届いていないということで、引き続き与謝野町の高齢者の1人当たりの医療費は低い水準で推移しているのかなというふうに思っています。

どういうふうにこのことを課長としては分析をされているのか、それから、これを見ていまして京都府下与謝野町が一番低いという状況にあるわけですが、一番高い京都市と与謝野町との格差がどれくらいあるのか、この点についてお聞きします。

議長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) この与謝野町としては、今ご案内いただきましたように15年度、16年度、17年度考えてみますと、全国的には伸びております。そういった中で、与謝野町としては減と

いうこととございますけれども、この要因についてはということとありますけれども、この間医療費の制度改正によって単価が減ってきておるといことはございますが、これは与謝野町だけではなしにすべて減っておりますのでこれが原因ということにはならないというように思います。

原因といたしましては、やはり1人1人が気をつけていただきまして、今までから言っていますように早期に受診をしていただいて早く治っていただくということが原則でありまして、今までから自分の健康は自分で守っていくというのではなしに、自分でつくっていくということを打ち出しておりますので、そういったことで町民の皆さんが理解していただいているのではないかなというように思っております。

それと、もう1点は格差ということとございますけれども、与謝野町の医療費と全国なり京都府の計を見ておりますと、年度ごとに数値を持っておりまして私の手元にありますのが一番新しい数字で17年度の事業状況を申し上げますと、京都府下の平均が大体90万円、大まかな数字で90万円でございます。京都市は99万3,000円。このように、京都市が高くなっておりますので京都府の計を上げております。これに対しまして、与謝野町の1人当たりについては54万2,000円ということと本当に大きな格差がついているというような状況でございます。

議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 今保健活動に力を入れておられるということもありました。その一方で、健診の無料化等々ですね。健診にも力を入れて、その効果もあるのかなというふうに思っています。

そこで問題はこれだけの医療費の格差、今まででしたら問題ないわけですが、来年4月から後期高齢者医療ということが始まるという問題を考えてみますと、これは大きな問題があるというふうに思っています。簡単に言えば、これは京都府下全部でならされてそれに基づいた保険料が請求されるということになるんだと思うんですが、こういう問題について、保健課長はどういう認識でどのようなお考えをお持ちでしょうか。

議 長(糸井満雄) 佐賀保健課長。

保健課長(佐賀義之) 先ほど申し上げましたように、本当に医療費の差というのは大きいです。京都市と比べましたら、京都市は先ほど言いましたように99万円ほどで平均でも90万円程度ということになっておりまして、与謝野町としては京都府の平均では36万円の差があるということとございます。このような差があつて、後期高齢者の医療制度によって保険料が同一にされるということについて、大変与謝野町としてはせっかく医療費を削減しているのに同じ保険料、高い保険料に合わせていかなんということがございますので、このあたりは差のついた保険料設定をしていただかんとということがございます。

こういった中で国の方についても、こういったものをそれぞれの都道府県の平均値とそこの団体の差が20%の差があつた場合については、格差是正をしてもよろしいということになっております。このように、与謝野町と京都府平均では20%どころか50%近い格差がありますので、これについての後期高齢者の保険料については、格差を設けて6年間の期間でもって格差をするということと話の方はされております。

議 長(糸井満雄) 野村議員。

1 番(野村生八) 当町で条例が制定されるときにも、この問題について指摘をして格差が設けられるという指摘もしました。しかし、これが6年間の経過措置でしかないわけですね。6年後には

統一されるということで、根本的な解決にならないと。

町長に質問するわけですが、これらの問題のほかにも後期高齢者の医療制度創成については保険証の取り上げの問題、そして健診の問題、無料化が続けられないのではないかとということも指摘しました。これについては、国では高齢者の健診がいるのかどうかとこんなことが論議されているというひどい状態であります。また保険料の問題。ほかにもいろんな問題があります。

とりわけ全国でこの後期高齢者医療制度が、調べれば調べるほどこれは大変なことになるということで大きな批判が上がっていて、今国でも見直しの検討が始まっているのはご存じだというように思います。

加えて、与謝野町ではここに本当に大きな問題があって、京都市の問題と与謝野町の問題では全然意味が違ふと。大変な負担がふえるわけですね、与謝野町の高齢者にとっては。だから、よその町以上にこの後期高齢者医療制度で大きな問題が生まれるということ、これはやっぱりはっきりと声を上げていただく必要があると私は思っていますし、今全国的にもこの後期高齢者医療制度は延期、あるいは停止すべきだと、見直すべきだという声も広がっています。加えて、一般会計でも指摘しましたそこに至るまでの2割負担の問題も同じような状況になっています。

これらについて、こういう問題をぜひはっきりと示していただいて。町長と議長が組合議会には行っておられますが組合議会だけではない、本当に延期してもらわないと当町では今まで取り組んできた住民サービスの効果がなくなるということになりますので、ぜひそういう声を上げていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） これらの問題についてもう見直しが行われるということですがけれども、むしろ期間的などいいますかそうした方向性の方が濃いような気がいたします。

先ほど出ていましたように、むしろそういう健診を無料にしておるところ辺は余裕があるんだからというふうな、何かペナルティーまで課せられるのではないかなと思えるようなそういうひどい状況になっております。これらについては、当然あらゆる場面でやはり声を上げていく必要があると思いますし、今回また国保連合会の方もありますし、そのほかの高齢者のそうした府への要望の中にもそれらを強く要望していきたいと思っております。

1 番（野村生八） 終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第99号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第99号 平成18年度与謝野町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第11 議案第100号 平成18年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） 財産区につきましては予算と決算のときしか質問することができませんので、質問させていただきたいというふうに思います。

監査委員さんの指摘の中にも、なぜ全部の財産区の会計が上がってきていないんだろうという疑問点を投げかけておられます。過日も財産管理委員の認定というのか承認が議案として出されました。その中でも、私は初めて知ったんですけども大江山財産区という財産区が出てきました。実際には、財産区についてはわからない部分が多過ぎて、そういう委員さんを認定するのにどうのこうのとは言いませんし、その方々にはお世話になって山の守りをさせていただいておるということで感謝を申し上げておるわけですけども。

まず1つ、なぜこの決算書に全部の財産区の決算が出てこないんだと。財産管理委員さん認定については、みんな出てくるわけですね。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 財産区の決算につきましては、旧野田川町さんが正しいといいますが適当であろうという決算を打っておられました。それをすべて7財産区あるんですけども、その7財産区の収支を議会で議決をされておりました。ところが旧加悦町の11財産区のうち、ここに上がっておりますように、旧加悦町は5財産区の線下補償と山林の貸し付けのみの収入と支出の決算でございました。それで与謝野町として議会が一本になったわけですけども、考え方が旧来からその地域によって違ったということもございまして、その統一といいますが、私どもがお願いにしっかり行けばいいんですけどもそれがまだできていなくて、従来の旧加悦町さんの方式で予算、決算とも上げさせていただいておるというのが現状でございます。

今後におきましては、自治法の定めにありますように旧野田川町さんのやり方が正しいであろうというふうに思っておりますので、旧野田川町さんも何年もかかってそういうことに到達されたということをお聞きしておりますので、今後もそういうふうになるように努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 今課長の方からありましたように、旧野田川の場合でも最初から出てきませんでした。いわゆる合併問題とかいろんな話が出る中で、結局地方自治法に基づいてやるということが出てきたんだろうと思うんですけども。

これはやっぱりしっかりと、ゼロであっても結構だと思いますので、やはり出していただくべきではないかなと。これが一応我々の審議をさせていただく権利じゃないかなというふうに思っております。

そこでここに財産区のあり方ですがもう一つ、財産管理委員さんが過日選任されました。いろ

いろとダブっておられる方がありました。これについては制約というのではないということでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） ダブっておられたというのは、他の何か特別職とダブっておられるとか。

9 番（井田義之） いやいや、財産管理委員。

例えば、与謝財産区と大江山財産区とダブっておられるとか。

総務課長（大下 修） それは多分区域がかぶってあるところがあるのではないかなと思うんですけども、それはしようがないんじゃないかなと。しっかり承知しておりませんが、そういうふうに思っております。申しわけございません。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 私もわからないので聞かせていただいたんですけども、ダブっておられる方がたくさんございます。ダブっておってもいいという前提で私たちは認めさせていただきましたけれども、そういうようになっておるとい現状はそうっております。

そこで財産区ですけれども、旧3町の中で財産区の取り扱いが違うということがあるわけですが、財産区に対するいわゆるどういのか地図というのかそういう、財産区が町の中ではここに与謝の財産区がある、ここに岩屋の財産区があるとかというような、それはつかめておるのでしょうか、つかめてないのでしょうか。地図の上で。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 私の承知している限りでは、そういうものはございません。

といいますのは、財産区は財産区の所有でございまして町の所有でもないんですけども、承知しておくことは必要かなというふうに思いますけれども、各地域でもあるかどうかをまた確認をしておきたいというふうに思います。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） といいますのは、旧野田川町の場合には旧村単位にそれぞれの財産があって、合併するときに新町に持ち寄ることなく、いわゆる差があるから旧村で財産区を設置をしてそれぞれの財産にしたというような経過もあるわけですね。

そこでお尋ねしますけれども、その財産区の分を使うときにずっと前に新しい町になってほしいんですが、公共事業に使うときにそれぞれの財産区の土地を使わせていただく、そのときのただで使っておられるところ、そうではなしに何割かのお金を出して使っておられる方、いろいろな評価額の2分の1だとか過去にあってきておるわけです、道路をつけるとかいろんな公共事業に使うのに。その統一をしておかれるべきではないでしょうかということをお願いしましたけれども、その統一の見解はできましたでしょうか。

議長（糸井満雄） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 以前にも井田議員さんからそういうご意見といいますか、いただいておりますんですけども、まだ今のところ話をしていないという状況でございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ぜひとも課長をお願いしておきたいんですけども、私は前から言っておりますように香河川、野田川の浚渫について大変心配をいたしております。その中で財産区の土地にか

かわる部分もあるんでないかなと。

といいますのは、私旧3町の等高線の入った図面をいただきまして、どこが使うのに一番いいのかというあたりを今調べております。その中に財産区がどこまで入っておるのかというのがわかればと思って、どこの財産区の図面がわかればここはどこの財産区だというのがありがたいなと思ったんですが、それも含めてちょっと調べておいていただけたら大変ありがたい、協議もしていただけるとありがたいというふうに思います。

最後に、緑資源機構についてお尋ねいたします。

与謝の山林、今度は国定公園になったわけですが、緑資源機構と富山興業と与謝野町という格好で財産区ですか、契約をしております。この契約が、結局緑資源機構の間も言いましたけれどもなしになっていくのかどうかということと、緑資源機構が名前が変わってもし残るとすれば、そこの契約をせんなんと思うんですけれども、その辺のところが今の程度進んでおるのか。富山興業さんはもう既にやっておられるのではないかなと思うんですけれども、その辺の経過も含めてお願いいたします。

議長（糸井満雄） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 先日もお答えさせていただく機会があったかと思うんですけれども、9月の5日の日だったかと思うんですけれども与謝野町の緑資源機構造林協議会の総会を開催をしております。その際に、緑資源機構からお二方その立場の方にお越しいただきまして、その辺のお話を聞かせていただきました。

見通しとしては11月12月ぐらいになるのではないかということは漏れ聞いた記憶がございますが、そのころになれば、どういった形で継承される分野は継承され廃止される分野は廃止されというところが明らかになると同時に、そういった組織もはっきりしてくるだろうというようなお話だったかというように思いますので、そうなりました際にまたこういう機会に報告をさせていただいたり、必要によって契約の変更ということも出てくるのではないかというように思っております。

9 番（井田義之） 富山興業の動き、与謝の山での。

農林課長（浪江 学） それで現在は、緑資源機構は存在しておりますので、富山興業さんとそういう財産区さんと緑資源機構の契約については有効だということでございます。

9 番（井田義之） 富山興業さんがやっておられるかどうかということですが、動いておられるかどうかと。

農林課長（浪江 学） 動いておられます。例年のように動いていただいております。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほどの話は、私この間質問したところですので聞きました。ただ、その後がどうなるのかということ調べておいていただけたら、この財産区のとくに質問をさせていただきたいということを申し上げておったんで、もう少し進んだ答弁がいただけるかということ期待して質問をさせていただきましたけれども。

以上で終わりたいと思います。

議長（糸井満雄） 何かあるんですか。

太田町長。

町 長（太田貴美） 来られた方々も今後どうなるか全くわからないということでしたので、調べようがないというのが事実でございます。また独立法人を新たににつくられてその中で造林部門が継承されるのか、どういう形になるのかわからないということでございます。

9 番（井田義之） ありがとうございます。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第100号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第100号 平成18年度与謝野町財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第12 議案第101号 平成18年度与謝野町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案についても、既に提案説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第101号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第101号 平成18年度与謝野町水道事業会計決算認定については、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第13 意見書案第3号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

（事務局長 意見書案朗読）

議 長（糸井満雄） 提出者より提案説明を求めます。

廣野委員長。

- 4 番（廣野安樹） それでは、地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書につきまして、朗読をもって提案とさせていただきます。

地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）

道路は国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会基盤整備であり、道路網の一層の整備は広域的な地方間連携、文化交流、商圈の拡大などを促すとともに、活力と魅力ある地域づくり、安全で快適な環境づくりを推進するために必要不可欠である。

与謝野町は京都府北部に位置し、地域の活性化を図るため高速道路の整備が待ち望まれているが、京都縦貫自動車道は約6割余りが開通しているものの完成にはまだ遠く、京阪神を初めとした高速道路のネットワーク化から分断された状況である。また京都縦貫自動車道の実質的な延伸である鳥取豊岡宮津自動車道については、与謝野町から京丹後市、大宮までの間の整備が始まろうとしている状況であり、宮津天橋立インターチェンジ以北の早期整備が喫緊の課題である。

しかるに、財源不足を理由に一般道の未着工、未整備区間も多く、先行きに多大な不安を抱えている。

このような状況の中、国におかれては道路特定財源の見直しに関する具体策を閣議決定し、道路特定財源については一般財源化を前提に見直すこととされたが、一方で、地方では道路特定財源に加え多額の一般財源を充当し整備を行ってきたところである。

よって、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映させ地方における着実な道路整備に必要な安定的な財源を確保するとともに、道路特定財源の地方への配分、割合を高めるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年 月日 内閣総理大臣 福田康夫様。

衆議院議長、参議院議長、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、それぞれの議長と大臣に出すものでございます。

京都府与謝野町議会議長 糸井満雄ということで提案をさせていただきます。

よろしくご審議をいただきまして、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

野村議員。

- 1 番（野村生八） 1点だけ確認をさせていただきます。

国の道路財政問題として、道路特定財源については一般財源化すべきだというのが私たちの前からの立場です。今この一般財源化は避けて通れないという状況になっているというふうに思っています。

この特定財源が今まで高速道路中心で生活道の市町村道、いわゆる一般道路にはほとんど使われてこなかったという現状があります。今回一般財源化されるに当たって、与謝野町でも香河、滝、加悦奥、岩屋、多くの一般生活道路が整備がおくれているという現状があります。こういうところに今まで以上に予算をふやすべきだということ趣旨だということに理解していますが、それでよろしいでしょうか。



議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 当然、今野村議員が言われたように私も同感でございます。

本年度につきましても道路改修事業として、当町で18年度の先ほどの決算でございますが4億8,487万円の道路改修事業費を上げております。この意見書の中にも、町における着実な道路整備に必要な安定的な財源を確保するということでご理解をいただきたいというように思っております。

1 番（野村生八） はい、終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、提出者に一、二点お尋ねをしたいと思っております。

まず1つは、前提要件としましていわゆる去年の12月8日にこの道路特定財源の見直しについての政府与党の合意がされて、閣議決定がされました。この中では、毎年度の予算において道路歳出を上回る税収を一般財源とするということになっていると思うんですけどね。官房長官談話を読みましても。

そうしますと、この文書の中に出てくる部分では前提として一般財源化をするよというように読めるんですが、そういうことではありませんか。この意見書では一般財源化を前提だということのように読めるんですが、しかし実際には裏があって、道路が優先をして余った部分は一般財源化するというのが去年の与党合意だったと思うんですが、そこはどうでしょうか。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 勢旗議員が言われますように、私もそのように思っております。余った分を一般財源化するんだというように私も確認を持っております。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それと、今年の8月24日に国交省はいわゆる中期計画の期間を5カ年から10カ年に延長するという格好で、10カ年計画の必要性ということで出されていると思いますが、このところはどういうふうに理解されていますか。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） その点につきましては、私勉強不足でちょっとご回答するわけにはいきませんが、もう少し勉強してみたいと思いますが今のところは、私はそのことにつきましてはちょっとお答えをすることはできません。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 国交省から4月の2日付で各府県の知事にこのことについての文書が出されまして、京都府の場合で言いますと、5月17日に道路局長に対しまして中期計画に当たっての意見が京都府知事から出されておりますが、その内容については提出議員は確認をされていますか。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 多分その点につきましては、知事の方から各町長の方に道路財源の確保に対して要望が願いたいということで、市町村のそれぞれの首長会議だと思うんですが、その会議の中で知事の方から通達をされて、この財源確保に対しては非常に厳しいから何とか町から声を上げていただきたいというようなことで要望されたということは伺っております。それぐらいのことで

勘弁いただきたいと思いますが。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） それでは、この意見書について若干気になりますのは、この近畿自動車道敦賀線について全く触れていないということなんですね。これはどうしても必要だと思うんですよ、近畿自動車道敦賀線について。現在の舞鶴からさらに若狭への延伸ですね、このことが全く抜けていると。

それからもう一つは、鳥取豊岡宮津線のうちで一部の区間ではまだ調査区間にも入っていないところがあるということなんで、この辺についてはもっと強調する必要があるんじゃないかという気がするのと、それからここに関係行政庁があるんですけど、現在の道路局長さん宮田さんは与謝野町にもご縁がある方と受け取っております、知事に来ておる文書も宮田さんの名前で文書が来ておると、道路局長の名前で。道路局長にも出す必要ありませんか。そのことだけお尋ねして終わります。

議 長（糸井満雄） 廣野委員長。

4 番（廣野安樹） 最後の道路局長につきましては、委員会の方では何もそこまでは検討いたしてありません。それから舞鶴若狭道につきましては、ただいまいろいろと工事が進行しておりますのでこれは入れる必要は私はなかったんじゃないかということで、委員会におきましてもこういった意見は全く出ておりません。それから鳥取豊岡宮津道につきましては、調査区間のことにつきましては委員会の方で何も出ておりませんでした。一応今挙がっております京丹後市、大宮までの与謝野町が関係する道路につきましては近々をお願いしていきたいということで、この意見書を出そうということになったわけでございます。以上でございます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） これは全国の市町村まで道路局長の名前でおりて、どこも出しておるとということなんですね。だから、やっぱりインパクトのあるようなひとつこの意見書にさせていただいて、出していただきたいこのようにお願いして終わります。

議 長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出委員長の廣野委員長、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第3号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、意見書案第3号 地方道路整備の促進と財源の確保に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14 意見書案第4号 地上デジタルテレビ放送に関する意見書(案)を議題とします。

事務局に議案を朗読させます。

(事務局長 意見書案朗読)

議長(糸井満雄) 申しおくれましたけど、5時以降も議事の都合において議事を続行いたします。提出者より提案説明を求めます。

谷口議員。

15番(谷口忠弘) それでは、皆様もご存じのように2011年から、平成23年でありますけれども7月よりテレビの放送がアナログ放送からデジタル放送に変わります。

これに関しては、あと4年弱ほどの期間が残っておりますけれども、国の方では大変設備が整ってきまして本格的な稼働に向けての整備が着々と進んでおると。しかしながら、ユーザーである私たちや市町村の集合アンテナ等々、今後整備をしていかないといけない点がたくさんあります。コストの問題も抱えておりますので、その点について国に対しまして適切な対応をお願いしたいということで、この意見書を出したいとこのように思いました。議員各位の皆さん方のご賛同をよろしくお願ひしたいとこのように思っております。

それでは朗読をさせていただきます、説明にかえさせていただきます。

地上デジタル放送に関する意見書(案)

平成13年の電波法改正に伴い、現在のアナログテレビ放送は平成23年7月に終了し、地上デジタルテレビ放送に完全移行することになっている。与謝野町内においても、野田川中継局の整備が平成20年から23年にかけて順次行われるなど、デジタル放送に向けた条件整備が進められているところであります。

地上テレビ放送のデジタル化によって高画質・高音質の映像、音声サービス、高度な双方向サービス、さらには高齢者・障害者に優しいサービスの充実等、地上アナログ放送ではできない暮らしに役立つサービスが可能になり、視聴者の利便性の向上が期待されている。

しかしながら、テレビの買いかえやアンテナの改修、またはチューナーの購入などの経費が必要となるほか、電波の届きにくい山間部等では共同受信施設やケーブルテレビの機器更新などが必要になり、これらの新たな経費負担が生じることとなる。

地上デジタルテレビ放送の受信環境整備は受益者負担が原則ではあるが、国の施策として推進されている以上、特に地震、台風等の災害情報に関するテレビの果たす役割の大きさにかんがみ、デジタル化によって情報格差が生じないよう国の責任においてその是正が図られるべきである。

よって、国におかれては以上のような状況を踏まえ、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

1、平成23年7月24日までの完全移行や受信機器、装置及び施設の改修、調整の必要性について積極的に広報し、周知徹底を図ること。

2、地上デジタルテレビ放送がどの地域においても視聴できるよう、山間部等における共同受信施設やケーブルテレビにかかわる機器更新など、デジタル化の推進に対する支援措置の拡充を図ること。

3、地上デジタル放送への移行に伴い、生活保護世帯等の低所得者に過度の負担が生じる場合には適切な支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、各所管の大臣であります。

京都府与謝野町議会議長 糸井満雄ということで、よろしくご審議をいただきまして賛同いただけますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） それでは、地上デジタルテレビ放送に関する意見書（案）に対する質問をさせていただきます。

6行目に、高度な双方向サービスさらには高齢者・障害者に優しいサービス等の充実など、地上アナログ放送ではできない暮らしに役立つサービスが可能と書いてありますけれども、高齢者・障害者に優しいサービスの充実とは、具体的にはどのようなサービスが受けられるのでしょうか。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） このデジタル化によって、電波数・周波数がかなり多くの多チャンネルが使えるということがありまして、双方向システムとか、例えば今K Y Tで文字放送しておりますけれども、これについてもいろんなジャンルがたくさんできまして、自分が知り得たい情報とかそういうものが瞬時にその情報が取り入れられると。こういうことがデジタル化によって可能であるということがまず一番大きな点ではないかなというように思っております。

ただ、これに関しましては機器の整備にまたコストがどうしてもかかるということでございますので、今現在デジタル化に向かっては、高画質でありますとか非常に音声がきれいでありますとかそういう当面はそういうサービス、以後はコストを徐々にかけていって、そういったいろいろな双方向システム等々をこれからデジタル化によって可能であるということでございます。

議長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 今言われたんですけれども、これはチャンネルがふえたところでそれほどの高齢者・障害者に優しいサービスかなと思えるのと、文字放送ですか、これこそこれが優しいサービスとはとても思えないんですけれども、こちら辺が大変疑問なわけです。

確かに高画質・高音質の映像・音声サービス、これは大変よくわかるんですけれども、こちら辺の高齢者・障害者に優しいサービスというところは、今の説明ではとても納得ができないんですけれども、ほかにもっといいことがありますでしょうか。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 現在いろいろ考えられるケースがたくさんあるんですけれども、先ほど申しましたようにこれはいろいろとコストの関係で、今後やれる範囲内とやれない範囲があるんですけれども。

1つ例をとりますと、いろいろな住民のサービスがテレビがいろいろ情報網としてなり得る可能性がありますので、例えば健康に対するメニューでありますとか、今こういうことがお年寄

りの間で非常に有効的なものであるとか、こういう施設があつてこういう施設を有効的に使えるとかそういう細かい情報が知り得るといふことで、その選択ができるということでもあります。

だから、自分が受けたサービスについてはこれからテレビとかそういうもので、自分が知りたいサービスをどんどん吸収できるといふサービスが付加されるといふことだろうと思ふんです。だからお年寄りに限らずいろいろ趣味とかですね、サークルとかそういういろんなものに対して、いろんな情報を取り入れることができるという利点があるのではないかなといふように思っています。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） よろしいです。

これは高齢者・障害者というより、このデジタルテレビを見る人全体にいろんな選択肢があり、いろんなサービスが受けられるんだといふふうにとらえさせていたいただきたいと思ひます。

質問を変えます。

地上デジタルテレビ放送の受信環境整備は受益者負担が原則ということが書いてあります。受益者負担という考え方ですけれども、これは下水工事のときも受益者負担があつて、こんなもんは土地売るときしか機能しない受益者負担だとかいふ話もあつたんですけれども、これは利益を受けるといふことですね。ところがこのデジタル放送は、利益を受けの前に大変な負担を強いられるということになりますので、先ほどからコストの関係でといふ言葉が盛んに出てきましたけれども、コストもですけれども受益者と言われる部分でも大変な負担がかかるということ。

デジタルテレビを見ることが、どれほど利益があるものかといふふうにお思ひになっていふか。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

1 5 番（谷口忠弘） 先ほども申しましたように、本来は受益者負担が原則だと思ふんですけれども、非常にこれは国策でこうなつておる以上やっぱり強制的なものでもありますので、先ほどから言つていふように高齢者の方とか経済的に大変な方とか、そういう方は当然おられると思ふんです。だからこの意見書を出しまして、そういう方に幾ばくかのご支援ができないかといふのがこの要望書の趣旨でありまして、まさしく畠山議員がおっしゃつたような趣旨で、私はこれを出させていだいておるといふ理解していただきたいなといふように思つております。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） はい、わかりました。

それから災害情報ということが書いてあるわけですけれども、この災害情報につきましては、今ももちろんどこかで災害があればね、どんどんどんどんやっているんですけど、ある一部のところでもうこんな大変な災害が起こつたといふときに、そこばかり災害を出しててね、例えば宮津や加悦で大変なことが起こつているといつても、そういう情報はなかなかテレビからは入つてこないんですよ。ですから、災害情報につきましても本当に頼りになるのは地元の役場からの情報であり、そして消防団の方たちのご活躍とか情報、その情報の方が役に立ちありがたいといふような気がするんですけども。

デジタルテレビになつて災害情報が、身近な災害情報が得られるといふふうには考えておられますか。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 身近な災害情報につきましては、市町村からいろいろ発信される情報やそういうものが確かにあるんだろうと思います。ただ、デジタルと災害情報とイコールどういう関係がそこであるのか、災害情報は今でもテレビで十分台風や地震速報などがテロップで流れますし、速報でも流れますので。

ただ1つ問題は、デジタルを機にアナログが見れないと。こういうことは非常に問題があるのではないかなと思ったりもするんですけども。しかしながら日にちを決めておるんで、ここでアナログ放送をまた追加すると、アナログでも見れるという設備を付加すると二重コストになってしまうということもありますので、十分7月の25日までは先ほどから1、2、3と書いておりますように広報を徹底していただいて、またその期限が近づいたら、十分国や政府でどれぐらい普及しているかというアンケート等々が多分とられると思いますので、そこで全戸にデジタルが受信できるようなシステムになっていただきたいと。今後のために、この意見書で支援措置をお願いしたいところ願っています。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） そこで要望事項につながるわけですけども、3項目ともこれはこれで大事なことだというふうに思います。ところが、私一般質問でもしたんですけども、総務省が9月13日にデジタル放送の電波が届かない世帯が30万から60万世帯程度に上るというふうに発表しているわけですね。こんな中で、今もう4年足らず後ですけども2011年の7月に今のアナログ波をとめるということですけども、この要望事項の中に、なぜデジタル放送を受信できる条件が整うまでアナログ放送を打ち切らないことという項目がなかったのか。打ち切りを延期するべしということをや望に盛り込まなかったのか、大変不思議なんですけれども。今二重コストになるという話もありましたけれど、これは初めから入れる予定がなかったんですか。

議 長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） 私は、先ほど申しましたように二重コストという面も確かにあるんですけど、もう一つは、この多チャンネル化に向けているんな取り組みが先行して進んでいるんですね。これはやっぱり7月25日にやらないと、非常に今やっているシステム自体が、アナログと並行ということになると非常に問題が出てくるという面があります。

それと先ほど言われたように、総務省の諮問機関の情報通信審議会が100%の人にデジタル放送を提供することが絶対条件だと。こういうように新聞等々で書かれてあるんですね。それに向けてどういう手だてをするんだと。難視聴地域に対しての手だてなんですけれども、例えばインターネットへ衛星放送を通じた送信も検討していると。ここまで書いてあるんですね。これは、そうなるかどうかは新聞の情報ですからわかりませんが、そこまで考えて、全戸にこのデジタルの恩恵を受けてもらおうという取り組みは進んでいるのではないかなというぐあいに思っております。

議 長（糸井満雄） 畠山議員。

- 2 番（畠山伸枝） ただいまのお答えですけど、100%の人に届けることが絶対条件ということですね。そのために、そういうインターネットとかは高齢者・障害者は特に使いにくいと思いますので、これはこれで、やはり体制が整うまで今のアナログ波を止めないということは入れるべき

ではあったかなと思うんですけども、この要望事項についてはやはり必要だとは思っております。

これで質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

多田議員。

- 1 2 番（多田正成） ここへ意見書を提出されるということで、この意見書については今後の時代を生きるために大変重要なことだと思って、この意見書につけ加えていただきたいという意味を置いてお尋ねをしてみたいと思います。

このデジタル化が進みましたが、要するにデジタル放送の計画は総務省が計画され、また放送局とメーカーによって、この3者によって推進が始まったと言われておまして、責任の所在が国の中でもはっきりしていないというようなニュースも聞かされております。税金投入は財務省ということでありまして、テレビの製品は経済省が管轄をしております。

それで、私のつけ加えていただきたいな、もう少し強く要望していただきたいというのは、2011年以降本当にこのデジタル化が進みましたら、各家庭からテレビが大きな粗大ごみとなって出てくる要素がありまして、自治体にも大きな影響が出てくるのではないかというふうに心配をしております。

そういった意味から、要するに環境庁や国土交通省はここに入っておりますけれども文化庁、あるいは文部科学省、特に環境省ですかに強くそういった意味を盛り込んでいただけたら。このことについては私も十分なんですけど、そういった意味も兼ねて意見書を提出していただけたらと思いますが、どう思われますか。

議長（糸井満雄） 谷口議員。

- 1 5 番（谷口忠弘） このデジタル化は国の施策だということで総務省が所管しておまして、総務省が全責任を負ってデジタル化に向けて国策として進めておるということであります。

この意見書は、間違っていたらちょっと困るんですけども、デジタル化に向けて支援措置をお願いしたいという意見書でございますね。それはバックにはテレビの不法投棄でありますとか、5,000万台とも7,000万台とも言われていますけれどもそういう問題はバックにありますよ。しかし、この意見書はあくまでも支援措置をお願いしたいという意見書でございますので、その要望で出させていただきたいなということを思っております。

議長（糸井満雄） 多田議員。

- 1 2 番（多田正成） そういった意味で支援策として出されるという意味でしたら、また別の角度から考えてみたいと思いますので、それでは私はこのあたりのことについては結構だと思います。以上です。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

提出議員の谷口議員、自席へお帰りください。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） それでは、私は日本共産党与謝野町議員団を代表して地上デジタルテレビ放送に関する意見書（案）に対する賛成討論を行います。

今4年後に国民の中から今のテレビが見られなくなるのではないかという大きな不安の声が上がっています。本意見書案でも指摘しているように、政府が進めている地上デジタル化計画では2011年7月24日までにアナログ放送を終了し、デジタル放送への完全移行をするというもので、デジタル放送に対応していないアナログテレビは映らなくなるこのためであります。

地デジをめぐる2011年問題の不安と疑問は大きくなるばかりです。今の世の中でテレビが見られなくなれば、基本的な情報から除外され、排除されるということになります。まさにテレビ難民そのものであります。

デジタル放送を見るにはデジタル対応のテレビに買いかえるか、専用のチューナーが必要になります。政府は2011年までにデジタル受信機の1億台普及を目標に掲げていました。しかし、ことし6月までの普及台数は目標の約2割を超えた程度であります。高額なデジタルテレビへの買い換えは、それ自体庶民にとって大変重い負担になっています。

総務省が5月に実施したデジタルテレビ購入動向アンケートでは、今のテレビが故障したら購入するという回答と、当面の間購入する予定がないという回答を合わせると6割もの世帯が買い換える予定が立っておりません。

電子情報技術産業協会が3月に発表した2011年アナログテレビ残存数予測でも、デジタルテレビや専用チューナーなどを合わせても8,220万台にしかならず、アナログテレビが1,400万台以上残ると予想しています。これだけのテレビが映らなくなるわけであります。

デジタル波を届ける中継局建設の問題もあります。全世帯の99%まではカバーできる見込みですが、山間部や離島など1%が取り残されようとしています。テレビの買い換えが難しい人々を含め、少なくとも数百万の人がテレビを見られなくなるのではないかと言われています。

高画質・高音質のデジタルテレビを普及させようと、デジタル化の議論が国会で本格的になったのは1990年代の後半のことでした。当時の郵政省が設置した地上デジタル懇談会では、97年に出したこの提言は、中継局の全世帯カバーとデジタル受信機の世帯普及率85%を達成した時点でアナログ放送打ち切りの時期を検討するという内容でした。

ところが、政府は突然2001年の国会でアナログ放送打ち切りを盛り込んだ電波法の改正を提案しました。これは、業界から政界に強い要請があったと言われてしています。そのためなのか、審議時間は衆参両院それぞれわずか2日間だけで、世界のデジタル化におくれるなどいわんばかりに自民、民主、公明、社民の各政党の賛成で強行しました。日本共産党だけが再検討を求めた修正案を出して、その期限打ち切り法案に反対しました。デジタル放送を受信できる体制が整備されていないのにアナログ放送を打ち切るとするのは、無謀過ぎる主張でした。主張であります。無謀過ぎるということを主張してきました。

海外を見ますと、2006年にアナログ放送終了を予定していたアメリカでは2009年に延長し、2010年終了予定の韓国では2012年にそれぞれ延長しています。イギリスやドイツ、フランスでも3年から7年かけて段階的に終了することにしています。アメリカでは専用チューナー購入を補助したり、イギリスでは低所得者や高齢者へのチューナーやアンテナを無料で提供



するなどの対策も講じられています。

日本共産党は、以前から生活保護世帯や高齢者、障害者への手当を要望してまいりました。デジタル放送推進協会DPAも、政府に補助の検討を求めています。民間団体からもこうした声が全国で上がっています。デジタル放送が行き渡る条件が完全に整備されるまで、アナログ放送打ち切りは見直すことがどうしても必要だと思えます。

よって、本意見書案の内容は基本的に国民の声を反映したものであり、賛成するものであります。

議 長（糸井満雄） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより意見書案第4号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、意見書案第4号 地上デジタルテレビ放送に関する意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

3 常任委員会から審査（調査）中の事件について、会議規則第73条の規定により閉会中の継続審査（調査）の申し出が議長に提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

会期をあと1日残しておりますが、これをもちまして、第11回与謝野町議会定例会を閉会とします。

（閉会 午後5時32分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法123条第2項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員